

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所

アジア仏教社会福祉学術交流センター

2021 年度

年 報

第6号

2022 年 9 月 30 日

Shukutoku University
Asian Research Institute for International Social Work (ARIISW)

Asian Center for Buddhist Social Work Research Exchange (ACBsw)

目 次

巻頭言	所長 戸塚法子	iii
寄稿	顧問 田宮 仁 / 顧問 石川 到覚	iv
【論文・研究ノート・資料】		
ソーシャルワーク実践における地域・民族固有の知、外来知、越境する知 —スリランカと日本の実践家を対象とした質的研究結果の再解釈—		
	東田 全央	1
【ニュース】		
スリランカ政府より秋元 樹名誉所長に特別記念切手が発行されました！		
		14
【活動報告】		
1. 設立経緯		
(1) アジア仏教社会福祉学术交流センター		15
(2) アジア国際社会福祉研究所		17
2. 人 員		
3. 年間活動記録(時系列)		
4. 会 議(研究所内)		
(1) アジア国際社会福祉研究所運営委員会		22
(2) 大学院連携VRプログラム会議		22
(3) ビジティング・リサーチャー論博プログラム選考委員会		23
(4) 所員会議		23
5. 出 張		
6. 来訪者		
7. 分野別活動		
8. ビジティング・リサーチャー論博プログラム		
		36
9. 国際会議		
(1) モンゴル国際会議		43
(2) 第6回淑徳大学国際学術フォーラム		44
10. 収集資料		
11. 広 報		
12. 経 費(予算・決算)		
		48
13. 資 料		
(1) 出版物		48
(2) 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所関係規程類		51

巻 頭 言



淑徳大学アジア国際社会福祉研究所
所 長 戸 塚 法 子

2016年4月にアジア社会福祉研究所が設立され、初代 秋元 樹 所長のもと、研究員の方々と研究所の方向性についてのさまざまな議論が重ねられ、特色ある研究軸が出来上がっていった。それが、「仏教ソーシャルワーク」と「国際ソーシャルワーク」である。この2つの研究軸のもと、当時本願であった「社会福祉研究者のコミュニティ」が生み出されていき、今、さらなる成熟の時を迎えようとしている。このことは、まさに当研究所が仏教ソーシャルワーク、国際ソーシャルワーク研究の“ハブ”として定着しつつあることの証でもある。

質の高い研究を生み出していくには、活潑な議論が不可欠である。議論は研究所内での研究員同士による議論を皮切りに、やがて当研究所と繋がり合う国内外の研究者、実践家をも巻き込み、ユニークな問題提起がいくつもなされていった。まさに現代版「とも同行」とも言えるのかも知れない。研究上の仲間として気さくに話し合える雰囲気、だからこそ困ったときに胸を開いてお互いを励まし合い、助け合うことのできる土壌。そうした仲間同士の議論から導かれていった“疑問の種”が、やがていくつもの研究仮説へと洗練され、さらにそこからいくつもの調査・研究が繰り出されていった。こうした熱気こそ、研究にとって一番の原動力となる。まさに研究所の開設当初から時間をかけ醸成されていった行動原理である。この行動原理のもと、研究を媒介とするさまざまな「縁」につながって、その輪に入る人達が増えていき、研究所を中心とするコミュニティが形成されていった。

社会福祉は生活問題を直視し、生活の全体性、生活者の主体性を尊重しつつ、人々のあるべき姿にどこまでもせまり、ソーシャルな支援を現実に即してすすめていくことを使命とする。時に生活の澁までも直視する支援の“担い手”には、一切のものに生かされているという感謝とすべてのものを愛しきっていくという慈悲の精神が不可欠になってこよう。研究所発・研究者コミュニティは、今、さらに強く太い根を張り出そうとしている。ハブとなる研究所の地下水脈には、東洋的な文化が横たわり、日本の精神的土壌があり、そして仏教の精神が息づいている。

現実を重んじながらも現実に妥協することなく、高い理想をもって研究を進めつつ、しかしその研究成果は、生活人の暮らしへと必ず戻していく努力を怠ることなく(往相回向)、しっかりと歩みを続けていきたい。

2022年7月1日

長谷川 良信先生の目の輝きを受け継ぐ者たち



顧問 田宮 仁

長谷川良信先生に、私は直にお目にかかったことはない。しかし、先生の目はかくも輝いていたのではないかと思わずにはいられない経験をした。

それは、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所にVR（訪問研究員・ビジティング・リサーチャー）として留学された研究者たちと話し合う時や、そのVRの最終選考面接でアジア各国の壮年期の研究者たちにオンラインでの画面越しにお会いした時に、共通に強く輝く目に会ったことからである。

長谷川良信先生が欧米の社会事業研究のため内務省嘱託・浄土宗海外留学生として派遣されたのは32歳であったと年譜にはある。大正11年3月、北米大陸に向かわれ、シカゴ大学、さらにはドイツのベルリン女子社会事業学校へと足を運ばれたとのことである。太平洋を渡る春洋丸の甲板で水平線の彼方に向けられた先生の目は何を見ていたのだろうか。

たんなる個人的関心事の調査や自身の評価を求めての研究留学ではなく、当時の日本の福祉を広く俯瞰して、次の日本をどうするかという使命を担っておられたと推察する。制度、政策、人材育成等を、「浄仏国土 成就衆生」の根本礎石の上に総合的に組み上げていく使命を果たさんとしての研究取材の旅であったはずである。

いまアジア国際社会福祉研究所にVRとして留学されてきた方や、希望されてVRの最終選考面接に残られた方たちには共通する目の輝きがある。祖国のソーシャルワークの在り様や教育について、自分自身が開拓者となりこれからを牽引しようという気概に溢れた輝く目である。

かの人びとに共通するのは、それぞれの祖国において欧米発のソーシャルワークによるグローバル化を図ろうというのではなく、それぞれの祖国の伝統的習慣や歴史・宗教を踏まえた自分たちに合った福祉の在り方を探り、かつ今後に役立てようという思いの存在である。中には、長い植民地としての被支配を通して失われたものと、失われずに今も生活の中で息づいている文化を再評価して、自らの国らしい福祉の在り様を探りたいという研究方針を示された方もおられる。しかも、それぞれが祖国のこれからの福祉の在り方を研究する場として、その目的を果たせる可能性を最も備えた機関として、欧米ではなく淑徳大学アジア国際社会福祉研究所しかない判断されてのVR応募である。

自らの祖国のこれからの福祉の実践や教育を、それぞれの国の在り様と重ね合わせて研究しようとVRに応募された研究者たちの目の輝きに、かつての長谷川良信先生の目の輝きが映っているように感じられたのである。淑徳大学アジア国際社会福祉研究所にVRとして留学される研究者は、それぞれの祖国において第二、第三の長谷川良信先生となっていられるように思えてならない。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所にこれまで留学された方たち、これから応募される方たちの目の輝きを失わせてはならない。『淑徳大学アジア国際社会福祉研究所2016年度年報』第1号（2018年3月1日発行）の秋元 樹初代所長の「巻頭言」に共感共鳴して、VRに応募されてくるのである。長谷川良信先生の目の輝きを受け継ぐ者たちに、目先の学内都合で失望を与えてはならない。

紡がれてきた仏縁から思うこと



顧問 石川 到覚

淑徳大学（以下、本学）の学祖である長谷川 良信先生が浄土に往かれた年、浄土宗寺院の徒弟でもある仏縁から、私は宗門立の大正大学に入学した。その50年前、長谷川学祖が宗教大学社会事業研究室を開室（1917年）された後も続けて研究と教育と実践に尽力された遺徳を偲ぶ社研誌『特集 長谷川 良信先生を悼む』の室友会編集委員であった。同時期に、本学との共同研究「京葉地域総合実態調査」で円形校舎から海鷲の森を通る大巖寺の宿所までの風情を回想しつつ、本学が母校の妻と共に深い縁を感じてきた。

本学創立50周年の記念すべき年には、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成事業「アジアのソーシャルワークにおける仏教の可能性に関する総合的研究」の採択を受けてアジア仏教国の多くの福祉実践僧や研究者を招いた日本仏教社会福祉学会第50回大会の基調講演を担い、その拙い内容を「アジア国際社会福祉研究所（以下、本研究所）」が刊行した和・英選書『研究シリーズ 仏教ソーシャルワークの探究 No0号』に再掲くださった。そうした仏縁から学外の身でも本研究所への関与が許されてきた。

本研究所の創設では、地球規模の東奔西走で尽力された秋元 樹名誉所長はじめ研究員や本学教員による精力的な研究活動がコロナ渦でも揺るぎなく推進された。本学の戦略的な研究基盤づくりの研究成果は、本研究所編『研究シリーズ No8号』や『年報第6号』などに至るまで積み上がってきた。それらの業績は、前号で述べたローカル（Local）とナショナル（National）とリージョナル（Regional）とグローバル（Global）の4つの視点が循環する視座（以下、LNRG視座）による研究活動の貴重な成果として高く評価できる。

何よりも国際社会福祉の研究領域では、日本で最初となる意欲的な研究者を育成するVR（ビジティング・リサーチャー論博プログラム〈奨学金付き〉）が特筆される。また、LNRG視座による挑戦的な人財育成は、本学大学院との共同研究指導で着実に推進され、先駆的なVRによる人財が日本と世界のソーシャルワーク研究と教育の橋渡し役を担う存在になりつつある。こうした重要な人財育成は、アジア諸国や日本の将来に向け社会福祉の進展に大いに貢献して、国際的にも注目されていくに違いない。

本研究所はコロナ禍に遭遇しても国際的な仏教ソーシャルワーク研究のハブ機能を発揮してきた。海外や国内の多くの研究・実践者からの周知度がウェブページのアクセス数の増加からも見て取れる。そして、「アジア仏教社会福祉学術交流センター」の仏教プラットフォームづくりは、東日本大震災の被災地・宮城県女川町で日本仏教社会福祉学会第56回大会の共催による取り組みの成果の可視化が予想される。さらには「本学アーカイブズ」の貴重な研究データのDX化が進むならば、日本のみならずアジアや世界に向けて挑戦的な発信になるだろう。これからも本学と本研究所の研究活動を通して集積されていく知的資産は、国内外の研究・実践者にとっても有用で意義深いものになる。

かつて流行ったフレーズの「Think globally, Act locally（地球規模で考えながら足元から行動する）」または「Live locally, Grow globally（地域に生き、世界に伸びる）」といった如く、長谷川学祖が世界的視座で希求された仏教福祉思想に裏打ちされた特色ある本学の研究と教育の強みを、地域に根差した足元から発揮されるよう祈念したい。

ソーシャルワーク実践における 地域・民族固有の知、外来知、越境する知 —スリランカと日本の実践家を対象とした質的研究結果の再解釈—

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所

主任研究員 東田 全央

masateru.higashida@soc.shukutoku.ac.jp



要旨

ソーシャルワークの定義や教育訓練基準等についての国際的議論を通じて、欧米にて主流の理論や知とは差異がありうる、地域・民族固有の知と実践への関心が高まっている。本報告の目的は、アジア圏のソーシャルワーク実践における地域・民族固有の知と外来知との関係性や、現場実践と越境する知との相互作用について、異なるポジショナリティの視点から、先行研究の分析結果を統合的に再考察することである。第一に、スリランカを事例国として、ソーシャルワーク実践家における地域・民族固有の知や実践と、外来知との関係性等に着目して、先行研究の分析結果の一部を抽出した。第二に、日本からアジア諸国に派遣されたソーシャルワーク実践家の視点から、地域・民族固有の知等に関する認識と協力活動との相互作用に関して分析したデータおよび結果の一部を用いた。考察において、ソーシャルワーク実践家にとってはさまざまなアクターとの相互作用を通じて外来知が日々の営みや活動および実践知と影響をもたらしている可能性がある一方で、外部からの介入やその言説実践における権力性に対する批判的議論も求められることを指摘した。分析結果の統合的な再解釈を通じて、ポジショナリティの異なるソーシャルワーク実践家間のかかわりのあり方についても考察した。

キーワード：国際ソーシャルワーク、インディジナス・ソーシャルワーク、アジア、国際開発

背景と目的

アジアの国際開発現場における草の根レベルから政策レベルに至る実践研究を通じて、筆者は、日本で一般的な（あるいは欧米の影響を受けた）ソーシャルワーク実践や技術だけでは対応できないような社会問題や、社会文化にそった実践事例、そして関与者間における複雑な関係性を目の当たりにしてきた（Higashida, 2018; 東田, 2020a）。そして、実践における経験や知を、ソーシャルワークにかかる理論や概念とともに統合的に議論する必要性を感じてきた（Higashida, 2017; 東田, 2020a）。本稿では、これまで筆者がかかわってきたいくつかの研究結果を統合的に再解釈し、地域・民族固有の知、外来知および越境する知をめぐるソーシャルワーク実践のあり方を探求する試みの一部について紹介および報告する。はじめに、国内外のソーシャルワークと多様な知にかかる潮流や議論をとらえたうえで、本稿の焦点と目的について示す。

2014年に国際ソーシャルワーカー連盟総会および国際ソーシャルワーク学校連盟総会にて採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（以下、グローバル定義）には地域・民族固有の知（indigenous knowledges）を認める（acknowledges）こと等が明記された。地域・民族固有の知は多義的な意味をもちうる

ものであるが、狭義には先住民 (Indigenous Peoples) の知を指す (IASSW & IFSW, 2015)。グローバル定義には、「植民地主義の結果、西洋の理論や知識のみが評価され、地域・民族固有の知は、西洋の理論や知識によって過小評価され、軽視され、支配された」(IASSW & IFSW, 2015) という批判的歴史認識や、南半球における人びとの声が、すべてではないにしても一部反映された、と考えることができる。さらに、グローバル定義を踏まえて、「ソーシャルワーク教育・養成のためのグローバル・スタンダード」の改定作業も行われ、その教育訓練に含まれるべきものとして、「ソーシャルワーク、社会科学、人文科学の諸理論および地域・民族に固有 (indigenous) の知に関する知識」(Knowledge of theories of social work, social sciences, humanities and indigenous knowledges) が明記されている (IFSW & IASSW, 2020; 日本ソーシャルワーク教育学校連盟, 2021)。つまり、ソーシャルワークに関する国際規範が醸成されつつある中で、地域・民族固有の知の統合の試みがみられる。

また、国内外のソーシャルワークにおいて、地域・民族固有の知に関していくつかの側面から議論されている。日本国内では、アイヌの人びととの実践等についての議論のほか (三島, 2016)、国際ソーシャルワークや国際社会福祉において地域・民族固有の知と実践についての議論もみられる (ヴィラグ, 2022; 岡・原島, 2020)。海外では、各国・地域の文化に適したソーシャルワーク実践 (culturally relevant practice) のあり方が探索されている (Gray et al., 2010)。アフリカ (Twikirize & Spitzer, 2019) およびオーストラリア (Rowe et al., 2015) をはじめとする地域や国々においても、地域・民族固有の知やインディジナス・ソーシャルワーク (indigenous social work) についての学術的議論が活発に行われている。いずれにしても、地域・民族固有の知と実践のとらえ方が、植民地主義や西洋中心主義のソーシャルワークによる開発途上国のソーシャルワークに対する権力性等への批判とともに、国内外で議論されている (Dominelli, 2012)。

他方、さらなる検討が必要なテーマとして、国際開発や国際協力におけるソーシャルワークを文脈とした議論を挙げることができる。グローバリゼーションが席卷する現実社会において、国際開発や国際協力のさまざまな関係者が影響をもたらしている (東田, 2021ab; Desai, 2013; Higashida, 2021)。アジア諸国においては、現地のソーシャルワーク実践家等における地域・民族固有の知と、外来知や海外からのソーシャルワークとの相互作用に関して、固有の文脈に根ざした議論は、いまだ十分には醸成されていないように見受けられる (Cohen et al., 2019; Higashida, 2021)。したがって、現地のソーシャルワークと国際開発におけるソーシャルワークとの関係性について、そのような複雑な文脈を考慮するとともに、知を一つの視座として据えながら、議論することが必要である。

本稿の枠組みと目的

本稿では、アジアにおいて現地および国際開発のソーシャルワークにかかわる人材の双方のポジションリティを考慮しながら、実践事例と経験をもとに、地域・民族固有の知と外来知との関係性等について議論を試みる。本節では、アジアのソーシャルワーク実践家、日本から他のアジア諸国に派遣されたソーシャルワーク実践家、そして地域・民族固有の知、外来知および越境する知の相互作用等に注目し、本稿の目的を記す。

第一に、ソーシャルワークにかかわる人材をどのように表現すべきかという議論がある。世界的な潮流としてはソーシャルワーク専門職教育の強化が求められている (IFSW & IASSW, 2020)。他方、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所 (e.g., 秋元, 2018; Gohori et al., 2017) が主導する仏教ソーシャルワークや国際ソーシャルワークにかかる研究等が示すように、各国において、狭義の専門家であるかどうか、また専門職教育を受けたかどうかにかかわらず、ソーシャルワークとみなすことができる活動を行っている人材に着目する必要もある (秋元, 2018; 松尾, 2021)。本稿では、そのような実践家を総称する際に、狭義の専門職 (profession) であるか否かを問わないことの意味を込めて、「ソーシャルワーク実践家」¹⁾ としておく。

第二に、本稿では、越境するソーシャルワークおよび開発的实践について、「国際開発ソーシャルワーク」という用語を用いる。これはDesai (2013) が用いたInternational developmental social workという用語から着想を得たもので、拙著にてすでに使用したことがある(東田, 2021ab)。その表現の意図は、国際ソーシャルワークの中でも、国際開発に焦点を当てたものとして位置づけようとしたことに加え、「援助者—非援助者」の二項対立的な位置づけ²⁾ やそれらにかかわりうる権力性を常にはらむこと、そしてそれを批判的に意識化することが求められる点³⁾ を強調しようとしたことにある。

第三に、地域・民族固有の知について、本稿ではグローバル定義の日本語訳(IASSW & IFSW, 2015) と、Akimoto et al. (2020) および三島(2016, 2017)等の論稿を参照した。地域・民族固有の知は、先住民による先住民のための知が第一に想定されるが(Gray et al., 2010)、本稿では、各国・地域において伝統的に受け継がれてきた、また生み出されてきた、集合的な知識や知見、知恵等の総体、として広義⁴⁾にとらえておきたい(東田, 2021ab; 三島, 2017)。地域・民族固有の知は自然や環境に関する知識から伝統的な物語に至るまで広範であるが(三島, 2016)、本稿ではソーシャルワーク実践家の活動を通じた認識や体験の語りから、直接的または間接的に読み取れる知に着目する。他方、外来知については、ときに在来知⁵⁾とも比較されるものであるが(佐藤, 2010)、本稿では、ある地域や枠組みの境界(典型的には国境)を越えて入ってきた知識や知見等の総体、として広く解釈する。また、特定の方向性を問わず、境界を越える知を意味する場合には、越境する知⁶⁾(栗原他, 2000)を用いる。ただし、グローバリゼーションの中で、純粋な地域・民族固有の知や外来知は観察可能なのか、あるいはそれらは二項対立的に分けられるものなのか、などの問い⁷⁾は当然ありうる。本稿における探索は試みに過ぎないため、それらへの批判的議論は別稿に譲りたい⁸⁾。

第四に、体験や語りからとらえる知には、暗黙知として現地の日常では明示化されていないものも含まれ、第三者あるいは外部の人材(国際開発ソーシャルワークの実践家や研究者)との相互作用により表出することがある、という視点を考慮する(東田, 2020a; 和田・中田, 2010; Higashida, 2021)。そして、国際ソーシャルワークや国際規範を所与のものや実態としてではなく、現地における実践の内容、文脈、過程、関与者を踏まえて分析することにより、多様な知の関係性が包括的に明らかにされる可能性についても考慮する⁹⁾。

第五に、本稿の位置づけは、限定的な調査分析結果に基づく探索的な考察である。スリランカにおけるソーシャルワーク実践家と日本からアジアに派遣された国際開発ソーシャルワークの実践家のみ焦点を当てる。国際的支援を受けながら、ソーシャルワークとみなせる実践(たとえば、1970年代後期以降の地域社会に根ざしたリハビリテーション(CBR/CBID)における実践)が行われてきたスリランカをパイロット調査国に選定した。また、国際開発ソーシャルワークについては、本来であれば多国間の議論が求められるだろうが、本稿では試みとして、日本からアジア諸国に派遣された人材に着目した。

本稿の目的は、アジアのソーシャルワーク実践の文脈において、地域・民族固有の知、外来知および越境する知の関係性について探索することである。多様な知と国際開発ソーシャルワークとの相互作用の可能性と課題を明らかにすることができれば、西洋中心主義とは差異がありうる実践視点を検討できる意義がある、と考える。

調査概要

本稿では、すでに実施した調査の概略を紹介したうえで、その分析結果の一部を再考察する。第一に、スリランカにおける探索的調査では、狭義のソーシャルワーク専門職であるかどうかにかかわらず、ソーシャルワークとみなせる活動を行うソーシャルワーク実践家を対象に、遠隔にて半構造化面接を実施した¹⁰⁾。第二に、国際開発ソーシャルワークの実践家に関しては、JICA(国際協力機構)海外協力隊(青年海外協力隊

およびJOCVと同義)のうちソーシャルワーカー隊員等の社会福祉関連職種(JOCVソーシャルワーカー、とする)を対象に半構造化面接を実施した(Higashida, 2022)。両調査において、地域・民族固有の知と実践(indigenous knowledges and practices)と直接的に質問しても十分な語りが得られない場合が多かったことから、ローカルな社会文化における知や実践経験を含めて語りを引き出すことにした。それらの質的データについて主題分析を行った。本稿では、ポジショナリティの異なる実践家の経験についての分析結果に焦点を当て、地域・民族固有の知と外来知や越境する知等との関係性について再考察した。

なお、当初、スリランカと日本における対面面接を中心とした調査を計画していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、遠隔調査に切り替えざるを得なかった(Higashida & Ranaweera, 2021)。本稿にかかる調査は2018年より開始しているが、本稿で報告する調査期間は2021年5月から2021年12月までである。

データ収集

第一に、スリランカにおいて、狭義の専門職であるかどうかにかかわらず、ソーシャルワークとみなせる活動を行っている実践家を対象とする半構造化面接の実施を計画した。スリランカ・ソーシャルワーク専門職協会(SLAPSW)との合意書締結と面接調査への協力を得て実施した。その結果、行政関係組織、非政府組織、もしくはボランティアワークにかかわる計5名が遠隔面接調査に参加した。質問・確認項目には、ソーシャルワーク実践家が認識する地域社会のニーズ、実践内容と社会文化的な文脈、実践方法に関する教育訓練の機会、自己の実践において大切にしている考えや視点、海外の理論や技術に対する認識、が含まれた。なお、スリランカにおいて、先住民はワニヤレット(ヴェッダ人)等を含むと言われるが、本調査では接触できなかったという限界があり、広く、国内の社会文化をローカルな文脈としてとらえた。

第二に、日本から海外に派遣されたソーシャルワーカーの活動の経験に関するデータをもとに、現地のソーシャルワーク実践家との活動場面における地域・民族固有の知の認識を含む内容について分析した。2003年から2018年の間にアジア圏にJICAから派遣された海外協力隊のうち社会福祉関連職種(以下、JOCVソーシャルワーカー)の経験と認識に焦点を当てた調査の実施を計画した。国際協力関連のオンライン掲示版の運営団体に対して文書にて協力依頼を取り付けたうえで、同隊員経験がある参加者をリクルートした。その結果、スリランカ、マレーシア、モンゴルのいずれかの国で2年間の活動経験がある4名のJOCVソーシャルワーカーが遠隔面接調査に参加することになった。調査参加者より同意を得たうえで、面接ガイドに基づき、半構造化面接調査を実施した。面接時の質問・確認項目には、派遣された経緯、派遣地の概要、要請内容、同僚(カウンターパート)の職種と業務内容、現地で認識された地域や裨益者のニーズ、計画・実施した活動内容、活動において大切にしていた考えや視点、活動で困難に直面したこと、現地の社会文化における実践や考え方、日本(国際)の視点と現地で求められた視点との共通点・相違点、が含まれた。

両調査において、同意書に基づき、同意が得られた場合にICレコーダーによって録音した。

データ分析と再解釈

上記の遠隔による半構造化面接を通じて収集されたデータを用いてそれぞれ主題分析を行った。分析にあたっては、分析ソフトのNVivo ver.1.5を使用した。基本的な手順は下記のとおりである。収集したテキスト・データをセグメント化し、適切なコードを付与し、類似するコード同士をグループ化した。コードおよびグループの間の相違や関係性の解釈をテキスト・データの文脈を考慮しながら行った。

本稿では、上記の研究における分析結果を踏まえつつ、実践における地域・民族固有の知と外来知に関連する主題等を抽出した。抽出したデータや分析結果には、各論文にて記述していなかった点も含まれた。それ

らの分析結果および関連データを統合的に解釈した。

倫理的配慮

両調査は研究倫理委員会の審査を経て実施された（青森県立保健大学研究倫理委員会・承諾番号21009および21017：移籍に伴い、淑徳大学にて2022年6月再認済み）。調査参加者に調査目的、自由意思による協力、匿名性、個人情報の保護、調査終了後のデータ破棄等についての説明を口頭および文書にて行い承諾を得た。筆者等による先行研究からの引用については共同研究者および出版社よりあらかじめ承諾を得た。

分析結果概要

2つの調査結果の中から、ソーシャルワーク実践における地域・民族固有の知や外来知に直接的または間接的に関連する部分を抽出した。主題分析における主テーマは【 】, 副テーマは《 》、関連するコードは「 」により記述した。

スリランカにおける遠隔調査の分析結果からの抽出¹¹⁾

スリランカのソーシャルワーク実践家の語りに対する主題分析により見出された主テーマには、【ソーシャルワークの視点】、【ソーシャルワークの教育・訓練と実践の関係】、【文脈と特徴的な実践】が含まれた。それらの分析データには、社会文化的文脈にそった活動実践、コミュニティを基盤とした実践の重要性、西洋生まれの専門職ソーシャルワーク（秋元, 2018）の実践とローカルな実践との対比などにかかわる語りが含まれた。さらに、多民族・多宗教社会におけるソーシャルワーク実践と課題（同国の社会文化においてマイノリティや周辺化された人びととの取り組みを含む）や、自国におけるソーシャルワーク教育の課題、情報通信技術等のテクノロジーを用いた実践の有用性を強調する語りも含まれた。ここでは、【文脈と特徴的な実践】の中から、地域・民族固有の知と外来知にかかわりうる部分のみに触れる。

【文脈と特徴的な実践】にかかわる語りは、スリランカや地元の社会文化の文脈において特徴的あるいは適した実践に関連する。第一に、《スリランカ社会に適した活動》について、いくつかの共通する実践内容やその背景が語られた。その代表的なものに、宗教的な儀礼を含む「社会文化的な背景とソーシャルワーク実践との関連」がある。たとえば、互助的な労働の寄付（勤労奉仕）の意味をもつシュラマダーナ（野口, 2015; Samaraweera, 2020）を含む宗教・文化的な集団の実践が、地域におけるソーシャルワーク実践に活用されることが語られた（Higashida, 2021）。さらに、スリランカ社会にある「人びとのつながりの強み」と、それを生かした「地域実践」（あるいはコミュニティ・アプローチ）の重要性についての語りもみられた。

第二に、スリランカのソーシャルワーク実践家により活動が語られる際に、しばしば、《スリランカと西洋ソーシャルワークとの比較》（外来知との比較を含む）がみられた。そして、「西洋ソーシャルワークの理論や技術の有用性」を指摘する語り手がいた一方で、スリランカ社会に適した実践が必要であることについて明確に述べる語り手もいた。たとえば、仏教を例に、人びとの宗教的生活に対応したソーシャルワークの意義について指摘する語り手がいた。他方、スリランカ社会はさまざまな「欧米諸国からの影響」を受けており、それがソーシャルワークにも関連することを示唆する語り手もいた。

以上のように、このテーマにかかわる語りの内容と含意は多岐にわたるが、社会文化的に多面的な側面をもつスリランカにおける実践の背景と内容が含まれた。西洋生まれの専門職ソーシャルワーク（秋元, 2018）やグローバル化等との相互の影響がありながらも、スリランカ社会文化に適した実践と知にかかわる事象と認識が語られうる、と解釈することができる。

日本人のJOCVソーシャルワーカーに関する分析概要

JOCVソーシャルワーカーを対象にした調査では、現地の人びととの協働的な実践における主観的な経験の語りについて分析した。分析により生成された主テーマは、【現地の生活や活動に基づく社会文化理解】、【現地の関係者との協働実践】、【現地実践における姿勢や考え方】であった。活動先の背景と状況は大きく異なるものの、現地で生活し、現地の言語や社会文化を学びながら、適したコミュニケーションの試行錯誤等を通じて、奮闘し、ときに困難に直面する体験が、複数の語りから見出された。本論の中で詳述できていなかった部分のうち、地域・民族固有の知や外来知に直接的あるいは間接的に関連しうる経験や認識についてのコードおよび語りを抽出した¹²⁾。

【現地の生活や活動に基づく社会文化理解】は、《言語コミュニケーション》、《現地生活の実践》、《社会文化の理解》、《派遣される背景と任国の概況》の4つの副テーマから構成された。JOCVソーシャルワーカーが赴任国における約2年間の活動と生活の中で、社会文化に関連する事象を学んだことや理解したことに関連する語りが含まれた。それらの中から、ここでは《現地生活の実践》と《社会文化の理解》を取り上げる。

《現地生活の実践》はJOCVソーシャルワーカーの現地の日常生活における交流や経験に関連する。「日常生活における交流経験」(活動先の人びととの交流、大家や近隣との交流)や、その中でのJOCVソーシャルワーカーによる「日常生活様式の実践」(ホームステイ、現地食と健康、祭りへの参加、生活をして実感する現地環境、単身生活)に関するエピソードが語られた。

《社会文化の理解》は、JOCVソーシャルワーカーの活動地における社会文化の理解の過程である。「コミュニティの社会的側面」(コミュニティの動員・支えあい、共有することの文化、包摂的な社会文化、コミュニティにある否定的な文化)、「現地住民の家族・世帯関係とライフスタイル」(家族・親族関係、現地の人びとのふるまい方・接し方、私生活の重視)、「民族・宗教的側面」(宗教実践の理解、多民族間・多宗教間の関係性)が含まれた。これらは、他の主テーマとも関連するが、文化に適したソーシャルワーク実践についての認識の基礎を形成する体験の語りであった。

【現地の関係者との協働実践】は、《かかわり・相互作用》、《現地関与者の状況分析》、《現地のニーズや課題の把握》、《現地に適した方法の検討》、《現地の文脈に基づく実践方法の導入》、《モニタリング・評価》の6つの副テーマから構成された。ここでは《かかわり・相互作用》、《現地関与者の状況分析》、《現地のニーズや課題の把握》を取り上げる。

《かかわり・相互作用》は、同僚(カウンターパート)をはじめとする現地の人びととJOCVソーシャルワーカーとの活動場面における相互作用である。コードとして、「現地からの相談と対応」、「現地への協力依頼」、「自己の立場・経験の紹介」、「信頼関係・友好関係醸成」、「対話」、「同行・参加」が含まれた。つまり、JOCVソーシャルワーカーからの一方向の関与ではなく、お互いのサポートを基礎とした信頼関係の醸成が語られた。

《現地関与者の状況分析》は、JOCVソーシャルワーカーがとくに赴任直後、つまり活動を本格始動する前に、現地の関係者から学習した過程に関連する。その学んだあるいは把握した内容には、「現地人材」(現地ソーシャルワーク実践家の教育訓練背景の把握、現地ソーシャルワーク実践家の無理解、現地ソーシャルワーク実践家や支援者の概況、宗教的価値観による勤務動機)、「現地ソーシャルワーク実践家の活動」(現地におけるソーシャルワークのイメージ、現地実践の強みの理解、現地実践方法の把握)、「国際組織との関係」が含まれた。

《現地のニーズや課題の把握》は、JOCVソーシャルワーカーが現地関与者とのかかわりの中で把握した当事者や裨益者のニーズや地域課題である。「コミュニティのニーズの把握」、「現地の要望と活動のマッチング」、「コミュニティにある諸課題の把握」が含まれた。その一方で、「外部者としての状況把握の難しさ」も

含まれた。

【現地実践における姿勢や考え方】は、《文化的感受性》、《ソーシャルワーカーとしての価値と視点》、《グローバルな視点》、《自己の気づきと困難さへの対処》の4つの副テーマから構成された。それらの語りは、【現地の関係者との協働実践】にも関連するものであるが、JOCVソーシャルワーカーの内的な省察（厳密に言えば、帰国後の面接実施中における振り返り）を含む。そして、現地の社会文化とグローバルな視点を基礎としながら、自己の実践における困難さを含めて、省察的にとらえる語りがみられた。ここでは、《グローバルな視点》についてのみ記す。

《グローバルな視点》は、現地、世界、日本の文脈を比較し、体験や事象を相対化するような視点への言及を含む。「国際的な視点」、「日本との比較」（日本と現地生活の比較、日本の社会文化との比較、日本人の存在、日本の実践方法との違い、日本が優位とは限らない認識、日本とは違う方法の模索）が含まれた。

以上のように、分析データには、JOCVソーシャルワーカーの活動場面における現地関係者とのかかわりを通じた、現地の課題やニーズの把握とそれに対する方策や協働実践についての語りが含まれた。調査参加者のJOCVソーシャルワーカーの中には、少数民族や先住民（たとえば、マレーシアのビダユ族）を含む現地の人びととかかわる中で、社会文化について理解を試みながら、活動のあり方を試行した体験について語る人も含まれた。他方、日本のソーシャルワークとの相違に直面する等、現地の社会文化とその知についての理解の困難さや、言語的な習熟度についての言及も語られたことから、JOCVソーシャルワーカーが現地においてさまざまな体験があることも示唆された。象徴的な語りを一つだけ記しておきたい。

モンゴルの人たちの生活がどういうものなのか文化とか何かそういう社会背景とかを、まずはソーシャルワーカーとして「学ぶ必要がある」というか。まずそうですね、ソーシャルワーカーとしての活動をするにあたっては（中略）やっぱり、なにか、外国人なんで、モンゴルの社会背景が日本とは多分違うし。そのあんまりやっぱりモンゴルのことをすごいわかりきっているわけじゃなかったんで。

考察

本稿の目的は、アジアのソーシャルワーク実践における地域・民族固有の知、外来知および越境する知の関係性を検討することであった。本節では、スリランカのソーシャルワーク実践家の語りに関する分析結果と、日本からアジア諸国に派遣されたJOCVソーシャルワーカーの語りに関する分析結果を踏まえ、ソーシャルワーク実践における地域・民族固有の知と外来知の関係性、そして越境する知と現場実践の相互作用について再検討する。

スリランカのソーシャルワーク実践家の経験に関する調査結果からは、実践や教育のさまざまな文脈において、西洋生まれの専門職ソーシャルワーク（秋元，2018）と国内の社会文化に根ざしたソーシャルワークのそれぞれの知にかかわる相互作用があることが示唆される。また、日本から派遣されたJOCVソーシャルワーカーの語りに関する調査結果からは、活動地の言語や社会文化についての学習と尊重を試みる一方で、それを実践するうえでの困難さやジレンマに直面したことなど、さまざまな経験があることが示唆される。現地のソーシャルワーク実践家においては、多様な関係者との相互作用により、外来知が日々の活動や営みと影響しあっている可能性があるが、外部からの権力性をもった一方向的な介入によって影響されることもありうる（Higashida, 2021; 東田, 2021ab）。次に、ソーシャルワークにおける地域・民族固有の知、外来知および越境する知の関係性とそこにみるかかわりについて再解釈する。

第一に、2つの調査から、ソーシャルワークに関連する知について、諸個人が想定する西欧¹³⁾ルーツのソーシャルワーク（秋元，2018）、スリランカ等の現地におけるソーシャルワーク、日本のソーシャルワークの

間の表現上の比較を見出すことができる。スリランカのソーシャルワーク実践家からは、西洋生まれの専門職ソーシャルワークにかかるアプローチとの対比により、地域社会に根ざした実践のあり方が語られることがあった。他方、日本から派遣されたJOCVソーシャルワーカーからは、現地の実践と日本のソーシャルワークとが対比的に語られることがあった。両者にとって、西洋生まれの専門職ソーシャルワークには（越境してきた）外来知に相当する知が含まれる場合があり、地域・民族固有の知等は現地（スリランカあるいは国際開発ソーシャルワークの実践家の活動地）の文脈で語られうるものであった。

また、日本のソーシャルワークは、JOCVソーシャルワーカーが、赴任地における実践を語る際に、比較あるいはある種の拠り所として語られる場合があった。スリランカのソーシャルワーク実践家の語りにおいても、調査者が日本人ということがあってか、日本のソーシャルワークについて述べる人もいた。それは、西欧のソーシャルワークほどは現地に認識されていないものとして語られうる外来知の一つと言えるかもしれない。

しかしながら、以上は、あくまで概念的なカテゴリに基づく語りの相互作用を単純化して考察したに過ぎないことには留意が必要である。各調査を通じて実態としてのそれぞれのソーシャルワークを検討した、ということを実証するものではなく、諸個人間においてそれらが語られ共有されたものである、ということにとどまる（東田, 2023）。

さらに、一部の分析結果から示唆されるように、地域・民族固有の知と一括りにすることの是非がある。ある文脈において主流の（あるいは支配的な）知と周辺化された知等があるとすると、それらの言説のダイナミクスにおける不均衡な権力関係と、それぞれの含意に関する多角的な議論も必要である（三島, 2017; Sewpaul et al., 2021）。たとえば、特定の文化や宗教を背景としてマイノリティの立場にある人びとが排除や周辺化される場合には（e.g., 東田, 2020b; Higashida, 2019）、それらに直接的または間接的にかかわりうる地域・民族固有の知をすべて無条件に肯定することは不適切であろう¹⁴）。

第二に、各調査では、関係者間のかかわりと越境する知との相互作用を、断片的ではあるがとらえることを試みた。ソーシャルワーク実践家の間において、直接的な関与を含まない情報収集と学習、一方的な関与（海外から派遣された国際開発ソーシャルワークの実践家等による介入）、相互的な関与や学びあい等、越境する知にかかわるさまざまな形態のかかわり方があることが示唆される。たとえば、西洋生まれの専門職ソーシャルワークとは異なるか、あるいは交差していない文脈において、日本のソーシャルワークの背景をもつ国際開発ソーシャルワークの実践家と現地のソーシャルワーク実践家の相互作用を通じて、知にかかわるさまざまな反応（大幅あるいは部分的な融合、試行、棄却や無反応等）が起こりうる（東田, 2020a）。本稿知見は、現実社会におけるかかわりこそが越境する知の諸相を理解する鍵となる、ということを示唆する。

第三に、知にかかわる相互作用におけるポジショナリティに関する問題がある。つまり、国際ソーシャルワーク、あるいは国際開発ソーシャルワークの視点から語るのか、現地のソーシャルワークの視点から語るのか、または両者の相互作用からとらえるのか、等によって地域・民族固有の知と越境する知にかかる論点は変わりうる（東田, 2023）。たとえば、本調査の分析結果に含まれた語りから、現地のソーシャルワーク実践家においては地域・民族固有の知を見出し生かすこと、国際開発ソーシャルワークの実践家としては地域・民族固有の知を理解し学び活用すること等が示唆される。とくに、国際開発ソーシャルワークの実践家にとっては、どちらの知に優劣をつけるわけでもなく（秋元, 2020）、対等性を目指すことを意図したとしても、そのポジショナリティによって越境する知にかかる困難性に直面しうる。

以上のことから、逆説的ではあるが、「どのような協力モデルが求められるか」や「どのようなアプローチが適切か」という問い自体に対して批判的に検討することが求められる。本稿において暗黙のうちに前提としてされていること（たとえば、「支援側」と「被支援側」の半ば固定的なポジショナリティ）もあろう。国際開発の文脈においては、ポジショナリティを越えた対話は容易ではないが、地域・民族固有の知、外来知お

よび越境する知をあえて意識しながら、それぞれの文脈におけるソーシャルワーク実践について対話していくことが求められるのではなかろうか。

限界

本稿の議論にはいくつかの限界が含まれる。第一に、研究対象となったのは、実質的にスリランカにおけるソーシャルワーク実践家と日本からアジア諸国に派遣された国際開発ソーシャルワークの実践家のみであった。研究協力者のサンプル数も極めて少なかった。よって、本稿テーマに対して一般化できるものではない。

第二の限界は、別々の調査で得られたデータを筆者が再解釈している点にある。本来であれば、両調査が、たとえば地理的にも社会文化的にも同様かある程度類似する文脈で実施されなければ、比較することには論理的に矛盾が生じる。また、国際開発ソーシャルワークの実践に関する調査対象にはスリランカだけでなく他のアジア諸国も含まれていた。よって、本稿で行った調査知見の統合的な再解釈は試みに過ぎない、というべきである。

結論

以上のとおり、本稿は研究上の学術的限界を有するが、ソーシャルワークにおける地域・民族固有の知、外来知および越境する知と現場実践をめぐる議論に対していくつかの意義があったと考える。とくに、アジア諸国において、多様なポジショナリティをもつ関与者のそれぞれの視点と経験から新たなソーシャルワーク像を探る試みには一定の学術的貢献があるものと考えられる。他方で、国際開発ソーシャルワークの視点からみれば、そのポジショナリティを含め、さまざまな議論の困難さがあることも指摘してきた。今後、以上の知見を踏まえながら、スリランカの関係者等とともに現地にて対話¹⁵⁾し、その意見や視点を踏まえて、本研究テーマについてさらに探求していきたい。

謝辞

本稿は、2022年度に淑徳大学アジア国際社会福祉研究所への着任後に、新たな学びを踏まえて執筆したものである。国際ソーシャルワークに関する学びの機会を与えていただいた秋元樹名誉所長、戸塚法子所長、藤森雄介教授、郷堀ヨゼフ統括研究員、松尾加奈上席研究員をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げる。

本稿は、筆者の複数の研究における分析結果を統合的に考察したものであり、先行研究にかかる出版社および共同執筆者よりあらかじめ使用の許諾を得た。本稿は、日本社会福祉学会第70回(2022年度)秋季大会の口頭発表要旨にて記載された趣旨と拙著出典の一部が重複するが、大幅に加筆修正し発展させたものである。ただし、本稿は査読を経た論文ではない。

本稿はJSPS科研費JP 21K13477, JP21KK0039, JP22K02016の助成を受けた研究成果の一部である。

文献

- IASSW & IFSW. (2015). 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」社会福祉専門職団体協議会・日本社会福祉教育学校連盟訳. https://www.ifsw.org/wp-content/uploads/ifsw-cdn/assets/ifsw_64633-3.pdf
- 秋元樹. (1995). 『『国際社会福祉』を創る—国際社会福祉の実践／研究と基準—』『福祉を創る—21世紀の福祉展望』(pp.97-101) 有斐閣.
- 秋元樹. (2018). 「ソーシャルワークの第3ステージ：ソーシャルワークを世界のものに」郷堀ヨゼフ他編. 『西洋生まれ専門職ソーシャルワークから仏教ソーシャルワークへ』(pp.5-8) 学文社.
- 秋元樹. (2020). 「国際ソーシャルワークの目的と理念」岡伸一・原島博編. 『新世界の社会福祉—第12巻 国際社会福祉』(pp.25-50) 旬報社.

- ヴィラーク・ヴィクトル. (2022). 「先住民に対する国際ソーシャルワーク実践」木村真理子・小原真知子・武田丈(編)『国際ソーシャルワークを知る—世界で活躍するための理論と実践』(pp. 133-154) 中央法規.
- 岡伸一・原島博編. (2020). 『新世界の社会福祉 第12巻 国際社会福祉』旬報社.
- ガーゲン, K.J. (杉万俊夫・矢守克也・渥美公秀監訳). (1998). 『もう一つの社会心理学—社会行動学の転換に向けて』. ナカニシヤ出版.
- 栗原彬・小森陽一・佐藤学・吉見俊哉編. (2000). 『越境する知1—身体：よみがえる』東京大学出版会.
- 佐藤賢一. (2010). 「在来知と外来知の相剋：近世日本科学史を例として」『Studia classica』(SC 西洋古代文化研究会), 1, 261-288.
- 西崎緑. (2020). 『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』勁草書房.
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟. (2021). 『IASSW-IFSW ソーシャルワーク教育・養成のためのグローバル・スタンダード(仮訳)』http://jaswe.jp/doc/20210706_Global_Standards_Final_kariyaku%202021.pdf
- 野口忠司編. (2015). 『シンハラ語・日本語辞典』三省堂.
- 東田全央. (2020a). 「国際開発ソーシャルワークのフロンティアにおける挑戦—二国間の協働実践の文脈における関係性についての考察を中心に」. 岡伸一・原島博編. 『新世界の社会福祉—第12巻 国際社会福祉』(pp. 410-426) 旬報社.
- 東田全央. (2020b). 「障害分野における精神障害者の周辺化の課題—アジアの開発途上国における実践現場から」『精神保健福祉』51(2), 242-245.
- 東田全央. (2021a). 「ソーシャルワークにおける地域・民族固有の知と実践の探求—グローバルな国際福祉教育研究の視点から—」『響き合う街で』98, 30-35.
- 東田全央. (2021b). 『国際開発ソーシャルワーク入門』大阪公立大学共同出版会.
- 東田全央. (2023). 「社会的表象としての国際ソーシャルワーク—開発の文脈における実践家の語りとの接点をめぐって」『共生学ジャーナル』7. (印刷中・仮題)
- 松尾加奈. (2021). 「国際ソーシャルワーク研究の新しいパラダイムに向けて」『淑徳大学社会福祉研究所総合福祉研究』25, 37-49.
- 三島亜紀子. (2016). 「ソーシャルワークのグローバル定義にみる知の変容—『地域・民族固有の知(indigenous knowledge)』とはなにか?」『社会福祉学』57(1), pp.113-124.
- 三島亜紀子. (2017). 『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか—ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房.
- 矢守克也. (2001). 「社会的表象理論と社会構成主義—W. Wagnerの見解をめぐって」『実験社会心理学研究』40(2), 95-114.
- 和田信明・中田豊一. (2010). 『途上国の人々との話し方—国際協力メタファシリテーションの手法』みずのわ出版.
- Akimoto, T., Fujimori, Y., Gohori, J., & Matsuo, K. (2020). Objection to Western-rooted professional social work: To make social work something truly of the world: Indigenization is not the answer. In J. Gohori. (Ed.), *The journey of Buddhist social work: Exploring the potential of Buddhism in Asian social work* (pp. 62-69). Asian Research Institute for International Social Work.
- ASEAN. (2021). *ASEAN road map for the implementation of the Hanoi Declaration on strengthening social work for cohesive and responsive ASEAN community*. Available at <https://asean.org/> Accessed 1 April 2022
- Cohen, E., Hines, A., Drabble, L., Nguyen, H., Han, M., Sen, S., & Faires, D. (2019). *The International Development of Social Work Education: The Vietnam Experience*. Routledge.
- Desai, M. (2013). *The paradigm of international social development: Ideologies, development systems and policy approaches*. Routledge.
- Dominelli, L. (2012). Globalisation and indigenisation: Reconciling the irreconcilable. In Lyons, K. H., Hokenstad, T., Pawar, M., Huegler, N., & Hall, N. (Eds.), *The SAGE handbook of international social work* (pp. 39-55). London: SAGE.
- Gohori, J., Akimoto, T., Fujimori, Y., Kikuchi, Y., & Matsuo, K. (Eds.). (2017). *From Western-rooted professional social work to Buddhist social work: Exploring Buddhist social work*. Gakubunsha.
- Gray, M., Coates, J., & Yellow Bird, M. (2010). *Indigenous social work around the world: Towards culturally relevant education and practice*. Routledge.
- Higashida, M. (2017). Integration of developmental social work with community-based rehabilitation: implications for

- professional practice. *Kokusai Hoken Iryo (Journal of International Health)*, 32 (4), 271-279.
- Higashida, M. (2018). Relationship between the policy and practice of community-based rehabilitation: A case study from Sri Lanka. *Journal of Kyosei Studies (Osaka University)*, 2, 1-31.
- Higashida, M. (2019). Participation of disabled youths in religious activities: indigenous social work practices in rural Sri Lanka. *Journal of Disability & Religion*, 23 (1), 90-106.
- Higashida, M. (2021). Education and training opportunities for local and indigenous social workers: case studies in disability-related fields from an international development perspective. *Social Work Education*. (in press)
- Higashida, M. (2022). Exploring how international social workers perceive culturally relevant practices: A case study of Japanese social workers' experiences in other Asian countries. *International Journal of Social Welfare*, 31 (3), 347-354.
- Higashida, M., & Ranaweera, A. (2021). Challenges of international social work research during the COVID-19 pandemic: Lessons learnt from a bilateral collaborative study. *Asian Social Work Journal*, 6 (6), 1-6.
- IASSW. (n.d.). *Global Agenda (2020-2030)*. Available at <https://www.iassw-aiets.org/global-agenda/global-agenda-2020-2030/> Accessed 1 April 2022
- IFSW & IASSW (2020). *Global standards for social work education and training*. Available at <https://www.ifsw.org/global-standards-for-social-work-education-and-training> Accessed 1 April 2022
- Mayaka, B., & Truell, R. (2021). Ubuntu and its potential impact on the international social work profession. *International Social Work*, 64 (5), 649-662.
- Rowe, S., Baldry, E., & Earles, W. (2015). Decolonising social work research: Learning from critical indigenous approaches. *Australian Social Work*, 68 (3), 296-308.
- Samaraweera, H. U. S. (2020). Social work education in contemporary Sri Lanka: Issues and challenges. In S.M. Sajid, R. Baikady, C. Sheng-Li, & H. Sakaguchi. (Eds.), *The Palgrave handbook of global social work* (pp.379-391). Springer.
- Sewpaul, V., Kreitzer, L., & Raniga, T. (Eds.). (2021). *The tensions between culture and human rights: Emancipatory social work and Afrocentricity in a global world*. University of Calgary Press.
- Twikirize, J. M., & Spitzer, H. (2019). *Social work practice in Africa*. Fountain Publishers.

注

- 1) 社会サービス従事者 (The social service workforce) について、ソーシャルワーク専門職 (The social work profession)、准専門職または准ソーシャルワーカー (Para professional or para social workers)、ボランティア (Volunteers) と分類するケースもある (ASEAN, 2021: 7-9)。その含意として、ソーシャルワーカー養成のための専門教育の充実と社会的地位向上を求める論調がみられる。それに関連して、日本の社会福祉においては、民生委員・児童委員をはじめとする公的無償労働 (アンパイド・パブリック・ワーク) と専門職ソーシャルワークとの関係性に関する歴史のおよび批判的な議論もある (三島, 2017)。他方、本稿における意図としては、それらを人材として階層的に区別するというよりは、実践としてソーシャルワークの全体像を議論することにも意義があると考え (Higashida, 2021)。
- 2) 本稿で多用する「現地」という言葉も、ある種の偏った意味を包含するものとして象徴的である。東田 (2023) も参照のこと。
- 3) 筆者は「国際ソーシャルワーク」として論じることを躊躇した。秋元 (1995) が指摘するように、自国から発想することやアジアに焦点化することが国際ソーシャルワークの視点と相違しうからである。他方、二国間の協力による国際開発を例にとると、ソーシャルワーク実践家は、現実として、それぞれのポジショナリティとそこにあるジレンマ等に直面しう (東田, 2020a)。そのため、本論ではあえてその関係性の意識化の必要性を強調した。
- 4) この場合、実質的には local and indigenous knowledges という表現の方が適しているかもしれない (Higashida, 2021)。また、そもそも、indigenous knowledges をどのように訳すべきか、あるいは何を意味するかは、本概念の根本にかかわる重要な問いであり、継続的な議論が必要である (Akimoto et al., 2020)。
- 5) 'Indigenous knowledge' を「在来知」と訳す論者もいる (三島, 2017)。
- 6) 栗原他 (2000) は「知の越境とは、学問分野の越境であるだけでなく、(中略) 国と国との境界の越境であり、階級、人種、性、世代の境界の越境であり、(中略) 言語と権力が作動するあらゆる境界の越境を意味」(p.i) すると述べる。本稿は栗原らの記述を参照した。

- 7) たとえば、アフリカのソーシャルワークにおいて象徴的に用いられてきた「ウブントゥ」(Ubuntu) にかかる知が「越境」し、いまや日本を含む世界のソーシャルワークにおいて認識されるようになってきた、と表現することができる。実際、「ソーシャルワークと社会開発のためのグローバルアジェンダ2020-2030」の第一テーマは「Ubuntu：社会的連帯とグローバルなつながりの強化」である(IASSW, n.d.)。そして、世界的に認識され語られる「ウブントゥ」が、再びアフリカにおいて、当初の意味とは差異がある解釈や使用(つまり、知の越境と循環)がなされることもありえよう(cf. Dominelli, 2012; Mayaka & Truell, 2021)。2022年8月10日に開催されたグローバルアジェンダに関するアジア太平洋地域のウェビナーにおいて、各国の文脈から「ウブントゥ」にかかる報告がなされていたこともその兆候の一つと考えることができる。
- 8) たとえば、Akimoto et al. (2020) が明示化したABCモデルから検討する余地がある。同モデルでは、先住民等による西洋生まれの専門職ソーシャルワーク(モデルA)、土着化した西洋生まれの専門職ソーシャルワーク(モデルB-A)、西洋化したインディジナス・ソーシャルワーク(モデルB-C)、インディジナス・ソーシャルワーク(モデルC)の関係性が示されている。
- 9) 本稿では詳述しないが、社会構成主義や社会的表象論(ガーゲン, 1998; 矢守, 2001)の観点を参考にしている(cf. 東田, 2023)。
- 10) 本調査の方法および結果の一部は、未発表原稿(Higashida, M., Ranaweera, A., & Herath, C., n.d.: unpublished)から引用したものである。出版社より、投稿原稿(Original Submission)からの部分引用について、自己盗用等には当たらない旨の確認および使用許諾を、事前に正式に得た(2022年6月1日付)。また共同研究者の両氏からも快諾いただいた。関係者に御礼申し上げる。
- 11) 前注を参照のこと。
- 12) それぞれのテーマやコードの詳細は先行研究本文には記されていないが、別添資料にて閲覧可能(オープンアクセス)である。<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/ijsw.12526>
- 13) ただし、欧米のソーシャルワークにも様々な諸相がある。たとえば、米国のソーシャルワークにおいて周辺化されてきたマイノリティ(アフリカ系米国人等)が直面する問題とそれに対する取り組みの変遷についての研究がある(西崎, 2020)。
- 14) グローバル定義(IASSW & IFSW, 2015)においても、「文化的信念、価値、および伝統が人々の基本的人権を侵害」する場合を想定し、「『危害を加えないこと』と『多様性の尊重』は、状況によっては、対立し、競合する価値観となることがある。」と記されている。同様の議論は三島(2017)が行っている。
- 15) 2022年7月13日に、「スリランカにおける障害児の教育的包摂：社会的文脈に即した包摂モデルの構築に向けて」(JSPS 科研費JP21KK0039)の研究会において、本稿の知見および視点の一部をオンラインにて発表し、スリランカの研究者らと共有し議論する機会を得た。研究代表者の熊本大学大学院教育学研究科・古田弘子教授に厚く御礼申し上げます。

Indigenous, Foreign and Transnational Knowledges in Social Work Practice:

Reinterpretation of the findings of qualitative studies on practitioners
in Sri Lanka and Japan

Masateru Higashida

Head Researcher, ARIISW, Shukutoku University
masateru.higashida@soc.shukutoku.ac.jp

Abstract

In international discussions on definitions, practices and education in social work, an increasing interest has been observed in indigenous knowledges that may differ from mainstream Western theories and knowledge. This paper re-examines the findings of previous studies on the relationship between local and indigenous knowledges and foreign knowledge in social work practice in Asia, including the interaction between field practice and transnational knowledge, from different positionalities. First, data were extracted from a previous study in the context of Sri Lanka as a case study country: the extracted findings included analysis of local and indigenous knowledges and the practices among social work practitioners and of their relationship with foreign knowledge. Second, data were extracted from another previous study from the perspective of overseas social work practitioners dispatched from Japan to other Asian countries: the extracted findings included analysis of their perceptions of local and indigenous knowledges and their interaction with local stakeholders in cooperative activities. This paper presented that external and transnational knowledge may exert an impact on the daily activities and knowledge of social work practitioners through interaction with various actors. It suggests that critical discussions regarding unilateral intervention from external sources and power dynamics in their discursive practices are required. This paper also discusses the nature of collaboration among social work practitioners with different positionalities through an integrative reinterpretation of these findings.

Keywords: international social work, indigenous social work, Asia, international development

【ニュース】

スリランカ政府より秋元 樹名誉所長に 特別記念切手が発行されました！

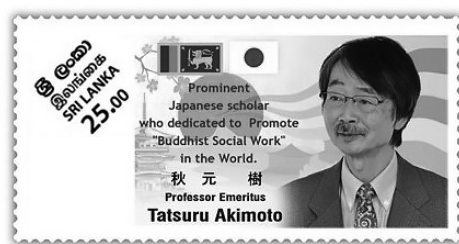


2021年12月、スリランカ政府は、秋元 樹名誉所長の「世界の仏教ソーシャルワークの発展への貢献」を敬い顕彰し切手を発行しました。

スリランカは憲法上仏教に第一の地位を与えており、スリランカ政府は憲法に従って「仏教を保護し、促進する義務」があります。

秋元先生はアジアの仏教主要国を中心に数多くの国際共同調査／研究、国際会議等を企画立案、実行し、仏教ソーシャルワーク理解のための3モデルと作業枠組み、定義の策定、アジア仏教ソーシャルワーク研究ネットワークの構築に貢献されました。また、その後の各国の自立的活動を促してきた秋元先生はアジア各国の参加者からは「仏教ソーシャルワークの父」と呼ばれ、その信頼と親愛の情は絶大なものです。

スリランカ政府と仏教ソーシャルワーク研究を進める世界中の仲間たちの厚意に感謝するとともに、本学研究所の名前を広く知らせた秋元先生のご功績に深い感謝と敬意を表します。



【活動報告】

1. 設立経緯

(1) アジア仏教社会福祉学術交流センター（2014年4月1日設立）

① 前 史

2012年1月26日、秋元 樹アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（The Asian and Pacific Association for Social Work Education〈APASWE〉）会長から長谷川 匡俊淑徳大学学長に対して、Prof. Dr. Nguyen Hoi Loan ベトナム国家大学社会科学人文学部（ハノイ）（The University of Social Sciences and Humanities：以下、USSHと略す）社会学部ソーシャルワーク学科長より、「ソーシャルワークにおける仏教の役割（The Participation of Buddhism in Social Work）」をテーマとする共同研究の申し入れがある旨が伝えられ、2月22日に Nguyen Hoi Loan 学科長からの文書がファクシミリで転送されてきた。その後、数回の交渉を経て、3月20日から23日にかけて秋元 樹 APASWE 会長と淑徳大学からは田宮 仁総合福祉学部教授、渋谷 哲総合福祉学部准教授、藤森 雄介国際コミュニケーション学部准教授がUSSHを訪問した。

USSHからは Nguyen Van Kim 副学長、Nguyen Kim Hoa 社会学部長、Nguyen Hoi Loan ソーシャルワーク学科長、ベトナム政府宗教監督庁係官同席のもとで話し合いの結果、淑徳大学長谷川仏教文化研究所（淑徳チーム）・USSHチーム・日本社会事業大学社会事業研究所アジア福祉創造センター（Asian Center for Welfare in Society〈ACWeIS〉）・APASWEの4者による3年計画の共同研究「ソーシャルワークにおける仏教の役割－日本・ベトナム比較研究」（ACWeIS/APASWE 事業名：宗教とソーシャルワーク～仏教の場合）がスタートすることになった。7月には淑徳チームが第1回ハノイ訪問調査、8月にはUSSHチームが来日して合同ワークショップを開催、11月に淑徳チームが第2回ハノイ訪問調査を行った。最終日11月26日には、秋元 樹 APASWE 会長立会いのもと USSH と淑徳大学との学術連携協定書（Memorandum of Understanding〈MOU〉）の調印・交換を行った。

2014年1月にはスリランカの仏教界最長老を団長とし大臣2名、仏教宗教省事務次官その他を含む準国賓級訪問団が来校した。そこで、仏教ソーシャルワーク教育学院（The Institute of Social Work Education for Buddhism Monks〈ISWEBM〉）設立等の協力依頼がなされ、同意した。

あたかも、2015年は淑徳大学創立50周年・長谷川 良信学祖50回忌であり、これを契機としてアジア・国際・ソーシャルワークをキーワードにした研究機関を学内に設置すべきとの機運が高まった。

② 設 立

2014年4月1日、淑徳大学長谷川仏教文化研究所（長谷川 匡俊所長）の中に秋元 樹（元アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟〈APASWE〉会長、元国際ソーシャルワーク学校連盟〈The International Association of Schools of Social Work〈IASSW〉副会長、日本女子大学名誉教授）を迎えて、アジア仏教社会福祉学術交流センター（Asian Center for Social Work Research：以下、センターと略す）が誕生した。

このセンターのミッションは二つであり、その一つはアジア－仏教－社会福祉のネットワークを構築し、アジアにおける仏教ソーシャルワーク研究のハブとなること。二つ目は国際ソーシャルワーク研究を進めることを通して、アジアと世界の社会福祉研究教育の発展に寄与することである。また、このミッションのもとで9分野（1. 国際共同研究 2. 国際会議・セミナー・ワークショップ等の開催 3. 人的・組織的交流 4. 人材養成への協力 5. 研究会の組織 6. 図書・文献資料の収集・提供 7. 国際組織への貢献 8. 他国大学へのサポート 9. 書籍・報告書等の出版）の活動を開始した。これらは、その後に開設されるアジア国際社会福祉研究所（以下、研究所と略す）に引き継がれることとなった。

③ 活 動

2014年度の主な活動は、ゼロから始まるセンターの概念的組織的枠組みを構築することと2015年に開催の淑徳大学創立50周年記念国際学術フォーラム（以下、国際学術フォーラムと略す）の計画準備であった。

2014年

4月1日 アジア仏教社会福祉学術交流センタースタート

淑徳大学創立50周年を見据え、長谷川仏教文化研究所内にセンターを設立

5月 ソーシャルワーク原論自主研究会スタート。

6月 Practice-based Research（実践に基づく調査研究）「仏教ソーシャルワークカリキュラム開発」（科学研究費補助金）始動。

9月 スリランカ ペラデニヤ大学教授、仏教パーリ語大学副学長、ネパールルンビニ開発財団副会長ほかから成る訪問団受け入れ。

2014年10月～ 国際学術フォーラムへ向けての種蒔き

2015年9月 ・学祖「TOGETHER WITH HIM: The Life of Ryoushin Hasegawa」英語版発刊に協力。

・研究所設立へ向けて準備。

・大学院連携ビジティング・リサーチャー論博プログラム（以下、論博プログラムと略す）準備。

・国際学術フォーラムへ向けての準備。

2014年 10月 5ヶ国調査「アジアにおける仏教“ソーシャルワーク”活動」開始（スリランカ、ベトナム、ミャンマー、タイ、ネパール）

11月 Practice-based Research（実践に基づく調査研究）「仏教ソーシャルワークカリキュラム開発」サブプロジェクトスリランカ現地調査「センサス」開始。

12月 上記5ヶ国調査実施に向けて、ルンビニ（ネパール）ワークショップ「仏教ソーシャルワーク教育」を組織、参加。

また、学内への広報活動として学内ネットワークS-Naviを通して「アジア仏教社会福祉学術交流センターKARA」の配信を始めた。

2015年度は、6月18日に文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（以下、支援事業と略す）（研究プロジェクト名：アジアのソーシャルワークにおける仏教の可能性に関する総合的研究）」が採択され、センターにこれの実施担当が求められ、それが主な活動の一つとなった。

支援事業の研究テーマは二つあり、一つは「アジアにおけるソーシャルワークと仏教に関するリサーチ（海外リサーチ）」、二つ目は「日本の地域社会におけるソーシャルワークと仏教の協働連携モデルの開発（国内開発）」である。2015年度の成果として、「海外リサーチ」は淑徳大学創立50周年記念事業に関連して、10月8日に三井ガーデンホテル千葉において、「アジアにおける仏教“ソーシャルワーク”活動の現状」をテーマにワークショップを開催した。ついで翌10月9日に本学に於いて「仏教“ソーシャルワーク”と西洋専門職ソーシャルワーク-次の第一歩-（Buddhist “Social Work” and Western-rooted Professional Social Work -The next first step-）」をテーマに国際学術フォーラムを開催した。

「国内開発」は、採択に先立って行っていた東日本大震災における仏教が果たした役割に関する3種類の調査報告書を刊行した。次に情報共有の場として、「仏教社会的実践活動プラットフォーム」をWeb上に構築するためにシステムの具体的な打合せを開始した。また、このサイトを活用していただく日本仏教各宗派関係者に向けた情報交換の機会を得て広報活動を行った。

- 2015年 4月 センター研究員制度（所属研究機関を有さぬ若手研究者、海外サバティカル等での来日研究者ほかに研究のベースを提供することを主たる目的とする）スタート
国際学術フォーラムへの関わりを深める。2014年10月の「5ヶ国調査」と11月の「実践に基づく調査研究」との融合、これらに関するセンター独自ワークショップの前日開催決定。5ヶ国調査研究報告書を発刊。
- 10月9日 国際学術フォーラム（前日にワークショップ、翌日に日本仏教社会福祉学会第50回記念大会シンポジウム）にスリランカ、ベトナム、タイ、ネパールから論者を迎える。
- 2015年10月～ 50周年成果の刈り入れの時期；「支援事業」の突如決定；研究所設立／論博プログラム
2016年3月 開始の準備
- 2015年 11月 支援事業補助金決定。
・支援事業調査研究の計画策定、体制確立、チーム編成。
・研究所設立へ向けて準備加速。
・論博プログラム準備、前年度から継続を進める。
- 12月 支援事業サブプロジェクト始動、12-13日、サブプロジェクトの一つイスラムチーム「宗教とソーシャルワーク」セミナー、日本社会事業大学と共催。
- 2016年 1月 国際学術フォーラム、プロシーディングズ（英文、和文）発刊。
2月～3月 中国、モンゴル、ミャンマー、ラオスチーム現地訪問。
3月 支援事業サブプロジェクト「イスラムとソーシャルワーク」報告書（英文）発刊。12月セミナープロシーディングズ（和文）日本社会事業大学により発刊。

この間のスタッフ（センター長のみ）は、日常的に、A) 国際共同研究（準備、現地調査、モニタリングその他）および他国大学等への協力 B) 研究成果の発信、交流（各国、各国際会議の招待を受けレクチャー、報告） C) ソーシャルワーク国際組織への貢献（IASSW/IFSW/ICSW世界会議国際運営委員会委員、IASSW、APASWE理事ほか）の諸活動に従事している。これらに関わる海外出張のリストは、「年報第1号p.54 15. 資料(1)・アジア国際社会福祉研究所 設立以前」を参照。

また、センターから研究所設置へ向けて、2015年7月8日に法人本部から理事長、常務理事、事務局長が、大学から学長（代理副学長）、大学事務局長ほかの出席による会議（池袋）で、所長・総括研究員・研究スタッフ（専任2名）・事務スタッフ（専任1名）、センター長+数名の非常勤スタッフの体制を含めた大枠の承認がなされた。これにより、2015年10月1日に研究員1名を採用した。研究所設立に向けては、設立準備室等は用意されなかったが、研究所規程等は2016年4月に向けて整備された。

(2) アジア国際社会福祉研究所（2016年4月1日設立）

① 設 立

2016年4月1日、学部等には属さない学長直属の研究機関としてアジア国際社会福祉研究所（以下、研究所と略す）（Asian Research Institute for International Social Work <ARIISW>）が設立された。スタッフは研究所所長、アジア仏教社会福祉学術交流センター（以下、センターと略す）長（所長兼務）、研究員3名、専任事務職なしの体制で活動を開始した。また、センターは、長谷川仏教文化研究所から当研究所内に移管した。当面センターは独自のスタッフを置かず、研究所スタッフが双方の業務に携わることとした。事務スタッフは、4月1日に臨時職員1名、5月1日に専任事務職員1名（兼務：管理職）の配置があった。6月1日に専任事務職員1名を増員したが、翌年度に新設される部署の職員として採用されたもので、翌年4月にそ

ちらに異動した。また、2017年1月に派遣スタッフ1名を増員した。

研究所のミッションは、国際ソーシャルワーク研究を通してアジア、世界のソーシャルワークの前進に貢献すること。センターのミッションは、そのうちのアジアを場として仏教ソーシャルワーク研究に特化し、そのハブとなること。活動の9分野は、前述(p.15 1. 設立経緯 (1) ②)を継承している。

また、研究所とセンターの2層構造にした理由は、四つある。

- 1) 当初「国際社会福祉」の専門家秋元氏招聘時は「国際社会福祉」研究所設置案であったと思われるが、雇用開始時には学内の事情により当面、長谷川仏教文化研究所内アジア仏教社会福祉学術交流センターとして発足させることとなった。ただし、センターの英語名は海外のソーシャルワーク界との交流を意識しAsian Center for Social Work Researchとした。
- 2) これらのことから、研究所の設立は後者(センター)の発展的解消の形と理解されるのが自然の流れであった。
- 3) ところがセンターとしての2年の活動の間にアジアの仏教国「ソーシャルワーク」研究関係者からその存在と働き(リーダー・連絡・ハブ機能)が認知され高い評価と要望を受けたこと、またこれこそ淑徳大学の本来のミッションに合致するもの、やるべきものと考えられたことから、センター長より既存センターをそのまま研究所の中に存続させるべきこととの提言がなされた。また、英語名を本来の日本語名に沿ってAsian Center for Buddhist Social Work Research Exchange (ACBsw)に変更した。
- 4) 将来、センターが成長・発展すれば研究所から独立することが望ましいとも考えられるが、アジアー仏教ーソーシャルワーク分野の現状は関心研究者数、研究蓄積、研究基盤あらゆる面から判断するにあまりに脆弱であり、センターを裸で外に置いた場合、その成長のみならず存立すら危ぶまれる。これを育て定着発展させるためには研究所の中にこれを置き、ソーシャルワーク一般およびその国際分野と接触、交流、それを通しての「栄養摂取」の機会を維持することが賢明と考えられた。

② 活 動 (2020年度以前は、各年報を参照)

2021年度、ビジティング・リサーチャー論博プログラムでは、4月にWebサイトで募集を開始し、3件の応募があった。選考委員会にて選考、初めての試みとなる面接を行ったが、残念ながら2021年度のVRは該当者なしとなった。

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業からの継続研究として、研究叢書シリーズ7号(東アジア)・8号(東南アジア)英語版を出版した。

9月にモンゴル国際会議をモンゴル国立大学とハイブリッド形式にて共催した。また2月には第6回国際学術フォーラムを研究所よりオンラインにて開催した。「p.43 9. 国際会議」を参照。

12月にはスリランカ政府より秋元名誉所長の「世界の仏教ソーシャルワークの発展への貢献」を敬い顕彰するという切手が発行された。「p.14 ニュース」を参照。

2021年度の方針別活動の詳細は、「p.34 7. 分野別活動」を参照。

2. 人 員

(1) 研究員

(名誉所長)	客員教授	秋元 樹
(所 長)(~2022.3.31)	教 授	山口 光治(淑徳大学学長)
(主席研究員)	教 授	郷堀 ヨゼフ

(所長補佐・上席研究員) 准教授 松尾 加奈

(アジア仏教社会福祉学術交流センター長)

教授 藤森 雄介

(2) 顧問

(最高顧問) 理事長 長谷川 匡俊
(顧問) 田宮 仁
石川 到覚

(3) 特命研究員

教授 戸塚 法子

(4) プログラム研究員

藤田 則貴 渡邊 義昭 東田 全央 (2022.4.1～ アジア国際社会福祉研究所 主任研究員)

(5) ビジティング・リサーチャー

デチャ・サンカワン (2019年7月～)

松菌 祐子 (2021年4月～)

VR第4期 オマルペ・ソマナンダ (2019年10月～2021年9月帰国)

VR第5期 トゥメンナス・ゲレンク (2021年10月※～2023年9月予定)

(※新型コロナウイルス感染拡大により2022年7月に来日が延期された)

(6) リサーチ・フェロー

菊池 結 佐藤 成道 安藤 徳明

(7) アジア国際社会福祉研究所運営委員

(委員長) 教授 山口 光治

(副委員長) 准教授 松尾 加奈

(委員) 教授 下山 昭夫 教授 米村 美奈 教授 戸塚 法子

教授 大橋 靖史 教授 藤森 雄介 教授 郷堀 ヨゼフ

大学事務局長 西塚 洋

(8) ビジティング・リサーチャー論博プログラム選考委員

(委員長) 教授 戸塚 法子

(委員) 顧問 田宮 仁

(委員) 教授 稲垣 美加子

(委員) 教授 藤森 雄介

(9) 事務員

- (課長) 伊皆 修一 (～ 2021.9.30)
(事務員) 染谷 有紀
(事務員) 野中 夏奈
(事務員) 森元 沙織

3. 年間活動記録(時系列：会議・イベント・来訪者・出張など)

2021年

- 4月3日～6日 世界ソーシャルワークデー国際会議(バン格拉デシュ)(ハイブリッド)ゲストスピーカーとしてセッション・講演(松尾 加奈)
7日 「アジア国際社会福祉研究所kara」No.33 刊行
8日 第1回所員会議
14日 2021ソーシャルワーク教育・社会開発国際会議(オンライン)で口頭発表(松尾 加奈)
15日 第1回大学院連携VRプログラム会議
22日 第2回所員会議
5月7日 第3回所員会議
21日 第4回所員会議
28日 ビジティング・リサーチ論博プログラム選考委員会(Zoom)
6月4日 第5回所員会議
第1回アジア国際社会福祉研究所運営委員会(ハイブリッド)
17日 第2回大学院連携VRプログラム会議
18日 第6回所員会議
第1回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会キックオフミーティング(Zoom)
7月1日 第2回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会キックオフミーティング(田町)
2日 第7回所員会議
16日 第8回所員会議
22日 原島・ARIISW研究会、国際フォーラム開催企画会議(新宿)
第1回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会
29日 「SWニーズ、実践者調査」調査研究会オンラインミーティング
30日 第9回所員会議
8月19日 第2回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会(Zoom)
23日～25日 出張 宮城県(藤森 雄介、渡邊 義昭)
9月3日 第10回所員会議
11日～12日 日本社会福祉学会第69回大会(オンライン)研究報告(松尾 加奈)
13日 「アジア国際社会福祉研究所kara」No.34 刊行
16日 第3回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会(研究所)
17日 第11回所員会議
22日 モンゴル国際会議(ハイブリッド)(モンゴル国立大学と共催)(郷堀 ヨゼフ、藤森 雄介)

- 10月 1日 第12回所員会議
 2日～3日 日本仏教社会福祉学会第55回学術大会(オンライン)(藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ)
 4日 VRとの研究会議(Zoom)
 11日～27日 論博プログラム「論文作成指導」セッション
 12日 「アジア国際社会福祉研究所kara」No.35 刊行
 14日 第13回所員会議
 21日 第4回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会(Zoom)
 28日 第14回所員会議
 11月 5日 第2回アジア国際社会福祉研究所運営委員会(ハイブリッド)
 11日～13日 第26回アジア太平洋ソーシャルワーク合同地域会議(オーストラリア)(オンライン)
 研究成果発表(郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈)
 18日 第5回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会(田町)
 第15回所員会議
 25日 ウェビナーシリーズ①(ベトナム)
 27日～28日 第50回全国社会福祉教育セミナー2021 分科会企画・コーディネーター(松尾 加奈)
 12月 2日 成道会・秋元名誉所長スリランカ記念切手発行式典
 3日 第16回所員会議
 9日 第6回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会(新宿)
 15日 ウェビナーシリーズ②(モンゴル)
 17日 第17回所員会議
 VRとの研究会議(Zoom)
 「アジア国際社会福祉研究所kara」No.36 刊行

2022年

- 1月 2日 VRとの研究会議(Zoom)
 7日 第18回所員会議
 16日～18日 出張 宮城県(藤森 雄介、渡邊 義昭)
 20日 第7回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会(新宿)
 21日 第19回所員会議
 27日 ウェビナーシリーズ③(タイ)
 2月 1日 「アジア国際社会福祉研究所kara」No.37 刊行
 3日 第20回所員会議
 11日 第6回国際学術フォーラムを主催(秋元 樹、山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、
 松尾 加奈)
 15日 VRとの研究会議(Zoom)
 17日 「アジア国際社会福祉研究所kara」No.38 刊行
 16日～3月1日 出張 スリランカ(秋元 樹、松尾 加奈)
 24日 ウェビナーシリーズ④(スリランカ)
 3月 4日 第21回所員会議
 10日 VRとの研究会議(Zoom)
 10日～12日 出張 岩手県、宮城県、秋田県(藤森 雄介、渡邊 義昭)

17日	第8回原島・ARIISW国際ソーシャルワーク研究会（新宿）
25日	第22回所員会議
27日	マレーシア国立大学サバ校 ワールドソーシャルワークプログラム（オンライン） ゲストスピーカー（松尾 加奈）

4. 会 議（研究所内）

(1) アジア国際社会福祉研究所運営委員会

・第1回運営委員会

- (日 時) 2021年6月10日 15時00分～17時00分
(場 所) 淑水記念館2階 同窓会会議室2 対面+オンライン(ハイブリッド)
(参加者) 山口 光治、下山 昭夫、米村 美奈、戸塚 法子、大橋 靖史、西塚 洋
藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
(オブザーバー) 長谷川 匡俊、田宮 仁、石川 到覚
(事 務) 伊皆 修一
(議 題) 1. 2020年度アジア国際社会福祉研究所決算(案)
2. 2020年度アジア国際社会福祉研究所活動報告(案)
3. 2021年度アジア国際社会福祉研究所予算(案)
4. 2021年度アジア国際社会福祉研究所活動計画(案)
5. 2021年度アジア仏教社会福祉学術交流センター活動運営方針(案)
6. 研究所訪問研究員の推薦およびビジティング・リサーチャー選考委員の委嘱について
7. その他

・第2回運営委員会

- (日 時) 2021年11月5日 10時30分～11時45分
(場 所) 淑水記念館3階 アジア国際社会福祉研究所会議スペース 対面+オンライン(ハイブリッド)
(参加者) 山口 光治、米村 美奈、戸塚 法子、大橋 靖史、西塚 洋
藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
(オブザーバー) 長谷川 匡俊、田宮 仁、石川 到覚
(議 題) 1. ビジティング・リサーチャー論博プログラム
(1) 2021年度選考結果
(2) 次年度へ向けての改革案
2. 第6回国際学術フォーラム関連
3. 本年度研究事業進捗状況の報告
4. 専任研究員の採用公募についての報告、推薦
5. 研究所プログラム研究員の推薦
6. その他

(2) 大学院連携VRプログラム会議（大学院総合福祉研究科×アジア国際社会福祉研究所）

・第1回

- (日 時) 2021年4月15日 16時00分～17時40分

(場 所) 10号館301教室
(参加者) 戸塚 法子、稲垣 美加子、神 信人、加固 いづみ
藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈、伊皆 修一、野中 加奈
(議 題) 1. ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金つき)についての状況共有・打合せ

・第2回

(日 時) 2021年6月17日 12時30分～13時45分
(場 所) 10号館304教室
(参加者) 戸塚 法子、稲垣 美加子、神 信人、加固 いづみ
藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈、伊皆 修一、野中 加奈
(議 題) 1. 第2期ビジティング・リサーチャー(デチェン・ドマ氏)、
第4期ビジティング・リサーチャー(オマルペ・ソマナンダ氏)、
予備審査願申出にあたっての状況再確認ほか

(3) ビジティング・リサーチャー論博プログラム選考委員会

(日 時) 2021年5月28日 17時00分～20時13分
(場 所) Zoomにて
(参加者) 戸塚 法子、田宮 仁、稲垣 美加子、藤森 雄介
(議 題) 1. 2020年度ビジティング・リサーチャー論博プログラムのビジティング・リサーチャー
選考について
(面 接) 応募者3名とそれぞれ30分の面接

(4) 所員会議

・第1回所員会議

(日 時) 2021年4月8日 12時30分～14時30分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 所長挨拶
3. 前回議事録の確認
4. VR関連について
5. 2021年度研究所事業計画について
6. 2021年度運営委員会メンバーについて
7. 部門中期計画進捗報告について
8. Zoomの利用について
9. 仏教ソーシャルワーク関連について
10. 国際ソーシャルワーク関連について
11. その他
12. 今後の予定

・第2回所員会議

- (日 時) 2021年4月22日 13時00分～14時50分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. 第1回大学協議会について
4. VR関連について
5. 2021年度研究所運営体制(案)について
6. 2021年度研究所事業計画(案)について
7. 所長室の活用方法について
8. 運営委員会日程について
9. ジャーナルの購入について
10. 仏教ソーシャルワーク関連について
11. 国際ソーシャルワーク関連について
12. その他
13. 今後の予定

・第3回所員会議

- (日 時) 2021年5月7日 10時30分～12時00分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR関連について
4. 2021年度研究所事業計画(案)の進捗について
5. 文部科学省「大学の世界展開力強化事業」について
6. スペイン国際会議への招待について
7. 「SWニーズ、実践者調査」について
8. 所長室の活用方法について
9. 運営委員会日程について
10. 研究所年報について
11. ジャーナルの購読について
12. 全日仏の会費について
13. 仏教ソーシャルワーク関連について
14. 国際ソーシャルワーク関連について
15. その他
16. 今後の予定

・第4回所員会議

- (日 時) 2021年5月21日 10時30分～11時45分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. 第2回大学協議会について
4. VR関連について
5. 2021年度研究所事業計画(案)について
6. 「SW ニーズ、実践者調査」について
7. 運営委員会について
8. 英文校正、和文校正について
9. 仏教ソーシャルワーク関連について
10. 国際ソーシャルワーク関連について
11. その他
12. 今後の予定

・第5回所員会議

- (日 時) 2021年6月4日 10時30分～12時00分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR関連について
4. 運営委員会について
5. 研究員の採用について
6. 仏教ソーシャルワーク関連について
7. 国際ソーシャルワーク関連について
8. その他
9. 今後の予定

・第6回所員会議

- (日 時) 2021年6月18日 10時30分～11時50分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 加奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認

3. 運営委員会について
4. 第3回大学協議会について
5. VR関連について
6. 研究員の採用について
7. モンゴル会議について
8. 「SW ニーズ、実践者調査」について
9. ミャンマーからの問い合わせについて
10. 仏教ソーシャルワーク関連について
11. 国際ソーシャルワーク関連について
12. その他
13. 今後の予定

• 第7回所員会議

- (日 時) 2021年7月2日 10時30分～11時45分
- (場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
- (参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
- (議 題)
1. 本日の予定
 2. 前回議事録の確認
 3. VR関連について
 4. 研究員の採用について
 5. モンゴル会議について
 6. アディ先生編集書籍への執筆状況について
 7. 「SW ニーズ、実践者調査」について
 8. 仏教ソーシャルワーク関連について
 9. 国際ソーシャルワーク関連について
 10. 夏季休暇期間の勤務体制について
 11. その他
 12. 今後の予定

• 第8回所員会議

- (日 時) 2021年7月16日 10時30分～12時00分
- (場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
- (参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
- (議 題)
1. 本日の予定
 2. 前回議事録の確認
 3. 第4回大学協議会について
 4. VR関連について
 5. 研究員の採用公募について

6. 秋元名誉所長のスリランカ出張について
7. 地方創生人材支援制度への応募について
8. モンゴル会議について
9. 「SW ニーズ、実践者調査」について
10. 仏教ソーシャルワーク関連について
11. 国際ソーシャルワーク関連について
12. 2021年度の体制、職名について
13. その他
14. 今後の予定

• 第9回所員会議

- (日 時) 2021年7月30日 10時30分～12時10分
- (場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
- (参加者) 山口 光治、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
- (議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR関連について
4. 研究員の採用公募について
5. モンゴル会議について
6. 「SW ニーズ、実践者調査」について
7. 仏教ソーシャルワーク関連について
8. 国際ソーシャルワーク関連について
9. 令和5年度からの体制について
10. その他
11. 今後の予定

• 第10回所員会議

- (日 時) 2021年9月3日 10時30分～12時15分
- (場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
- (参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織
- (議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR関連について
4. 研究員の採用公募について
5. モンゴル会議について
6. 研究公募について
7. 仏教ソーシャルワーク関連について
8. 国際ソーシャルワーク関連について

9. その他
10. 今後の予定

• 第11回所員会議

- (日 時) 2021年9月17日 10時30分～12時40分
(場 所) Zoomにて
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. 大学協議会について
4. VR関連について
5. 研究員の採用公募について
6. モンゴル会議について
7. 研究公募について
8. 第2回運営委員会について
9. 第6回国際フォーラムについて
10. 仏教ソーシャルワーク関連について
11. 国際ソーシャルワーク関連について
12. その他
13. 山口所長より
14. 今後の予定

• 第12回所員会議

- (日 時) 2021年10月1日 10時30分～12時05分
(場 所) Zoomにて
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
伊皆 修一、野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR関連について
4. 研究員の採用公募について
5. 2022年度予算について
6. モンゴル会議について
7. 第2回運営委員会について
8. 第6回国際フォーラムについて
9. 仏教ソーシャルワーク関連について
10. 国際ソーシャルワーク関連について
11. その他
12. 山口所長より
13. 今後の予定

・第13回所員会議

- (日 時) 2021年10月14日 10時30分～12時25分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. 当面の体制(案)について
4. 大学協議会について
5. VR関連について
6. 研究員の採用公募について
7. 第2回運営委員会について
8. 社会福祉教育セミナーについて
9. 第6回国際フォーラムについて
10. 中国慈善史学会学術大会について
11. 仏教ソーシャルワーク関連について
12. 国際ソーシャルワーク関連について
13. 千葉キャンパスの募集への協力について
14. その他
15. 山口所長より
16. 今後の予定

・第14回所員会議

- (日 時) 2021年10月28日 10時30分～12時40分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 対面+オンライン(ハイブリッド)
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR関連について
4. 研究員の採用公募について
5. 第2回運営委員会について
6. 社会福祉教育セミナーについて
7. 第6回国際フォーラムについて
8. 中国慈善史学会学術大会について
9. 「ボランティア全国フォーラム2021」について
10. 仏教ソーシャルワーク関連について
11. 国際ソーシャルワーク関連について
12. 期間限定リサーチフェローについて
13. その他

14. 山口所長より
15. 今後の予定

・第15回所員会議

- (日 時) 2021年11月18日 10時30分～12時20分
(場 所) Zoomにて
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. 第2回運営委員会について
4. VR関連について
5. 採用予定研究員について
6. スリランカ出張について
7. 「ボランティア全国フォーラム2021」について
8. APASWE総会について
9. オーストラリア国際会議について
10. 社会福祉教育セミナーについて
11. 第6回国際フォーラムについて
12. 仏教ソーシャルワーク関連について
13. 国際ソーシャルワーク関連について
14. その他
15. 山口所長より
16. 今後の予定

・第16回所員会議

- (日 時) 2021年12月3日 10時30分～12時10分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR関連について
4. 採用予定研究員について
5. スリランカ出張について
6. 社会福祉教育セミナーについて
7. 第6回国際フォーラムについて
8. 仏教ソーシャルワーク関連について
9. 国際ソーシャルワーク関連について
10. その他

11. 山口所長より
12. 今後の予定

・第17回所員会議

- (日 時) 2021年12月17日 10時30分～11時55分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 前回議事録の確認
3. VR 関連について
4. 採用予定研究員について
5. スリランカ記念切手関連について
6. 外部加盟団体情報提供について
7. 第6回国際フォーラムについて
8. 仏教プラットフォームの再構築について
9. 仏教ソーシャルワーク関連について
10. 国際ソーシャルワーク関連について
11. その他
12. 山口所長より
13. 今後の予定

・第18回所員会議

- (日 時) 2022年1月7日 10時30分～12時05分
(場 所) アジア国際社会福祉研究所 会議スペース
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 議事録の確認
3. 身分の変更について
4. VR 関連について
5. 採用予定研究員について
6. 第6回国際フォーラムについて
7. 仏教プラットフォームの再構築について
8. 仏教ソーシャルワーク関連について
9. 国際ソーシャルワーク関連について
10. その他
11. 山口所長より
12. 今後の予定

• 第19回所員会議

- (日 時) 2022年1月21日 10時30分～12時10分
(場 所) Zoomにて
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(議 題) 1. 本日の予定
2. 議事録の確認
3. 大学協議会について
4. VR関連について
5. 採用予定研究員について
6. 第6回国際フォーラムについて
7. 仏教ソーシャルワーク関連について
8. 国際ソーシャルワーク関連について
9. その他
10. 山口所長より
11. 今後の予定

• 第20回所員会議

- (日 時) 2022年2月3日 10時30分～12時00分
(場 所) Zoomにて
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀
(オブザーバー) 戸塚 法子
(議 題) 1. 本日の予定
2. 議事録の確認
3. VR関連について
4. スリランカ出張について
5. スリランカ新学科協力について
6. 第6回国際フォーラムについて
7. 仏教ソーシャルワーク関連について
8. 国際ソーシャルワーク関連について
9. その他
10. 山口所長より
11. 今後の予定

• 第21回所員会議

- (日 時) 2022年3月4日 10時30分～12時20分
(場 所) Zoomにて
(参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織、染谷 有紀

- (議 題)
1. 本日の予定
 2. 議事録の確認
 3. VR関連について
 4. スリランカ出張について
 5. 第6回国際フォーラムについて
 6. 所長室の改修について
 7. Zoomの契約について
 8. 定期購読物について
 9. 運営委員会委員及び顧問について
 10. 仏教ソーシャルワーク関連について
 11. 国際ソーシャルワーク関連について
 12. その他
 13. 研究所人事について(山口所長より)
 14. 今後の予定

・第22回所員会議

- (日 時) 2022年3月25日 10時30分～12時20分
- (場 所) アジア国際社会福祉研究所 対面+オンライン(ハイブリッド)
- (参加者) 山口 光治、藤森 雄介、郷堀 ヨゼフ、松尾 加奈
野中 夏奈、森元 沙織
- (オブザーバー) 戸塚 法子、東田 全央
- (議 題)
1. 本日の予定
 2. 議事録の確認
 3. 大学協議会について
 4. VR関連について
 5. 所長室の改修+所長室の確保について
 6. 運営委員会委員及び顧問について
 7. 所長交代に関する学外関係者への伝達について
 8. 仏教ソーシャルワーク関連について
 9. 国際ソーシャルワーク関連について
 10. その他
 11. 山口所長より
 12. 今後の予定

5. 出張

(1) 宮城県

- (日 時) 2021年8月23日～8月25日
- (場 所) 女川町役場、女川町社会福祉協議会、宮城家震災遺構(石巻市)等
- (出張者) 藤森 雄介、渡邊 義昭
- (目 的) 2022年度日本仏教社会福祉学会学術大会打合せ等

(2) 宮城県

- (日 時) 2022年1月16日～18日
(場 所) 女川町役場、女川町社会福祉協議会、東北福祉大学等
(出張者) 藤森 雄介、渡邊 義昭
(目 的) 2022年度日本仏教社会福祉学会学術大会打合せ等

(3) スリランカ

- (日 時) 2022年2月16日～3月1日(待機期間含)
(場 所) スリランカ政府郵政省、スリランカ政府伝統文化保存局、NISD(スリランカソーシャルワーク学校) 他
(出張者) 秋元 樹、松尾 加奈
(目 的) スリランカ政府発行「記念切手」発行式典参加等

(4) 岩手県、宮城県、秋田県

- (日 時) 2022年3月10日～12日
(場 所) 女川町役場、女川町社会福祉協議会、北秋田市図書館、各地域寺院等
(出張者) 藤森 雄介、渡邊 義昭
(目 的) 2022年度日本仏教社会福祉学会学術大会打合せ等

6. 来訪者

2021年度 なし

7. 分野別活動

(1) 国際共同研究

海外の大学、研究者等との国際共同調査及び研究を計画、組織、実施するとともに他国からの同様の呼びかけに応え積極的に参加する。

- ① SW ニーズ、実践者調査
- ② 平成31年度基盤研究(B)「多文化共生ケアシステムにおけるグローバル・ソーシャルワークの理論的・実証的研究」(松尾)
- ③ 令和2年度基盤研究(C)「国際社会福祉研究の可能性：インディジナス・ソーシャルワークの理論的研究」(松尾)

(2) 国際会議・セミナー・ワークショップ

国際会議・セミナー・ワークショップ等を開催し、国内外で行われるそれらにもスタッフが参加、講演、報告等発信に努める。

- ① 2021年4月3～6日 世界ソーシャルワークデー国際会議(バンガラデシュ)(ハイブリッド)にゲストスピーカーとしてセッション・講演(松尾)
- ② 2021年4月14日 2021ソーシャルワーク教育・社会開発国際会議(オンライン)にて口頭発表(松尾)

- ③ 2021年 9月 11-12日 日本社会福祉学会第69回大会 留学生と国際比較研究のためのワークショップにて「コロナ禍の国際ソーシャルワーク研究活動事例報告」(松尾)
- ④ 2021年 9月 22日 モンゴル国際会議「コロナ禍の中の仏教ソーシャルワーク」を共催(p.43 9. 国際会議 (1) モンゴル国際会議を参照)
- ⑤ 2021年 11月 11-13日 第26回アジア太平洋ソーシャルワーク合同地域会議(オーストラリア)にて仏教ソーシャルワークの研究成果を動画とリアルタイムでオンライン発表(郷堀、松尾)
- ⑥ 2021年 11月 25日 叢書シリーズ第1回ウェビナー(ベトナム)
- ⑦ 2021年 11月 27-28日 第50回全国社会福祉教育セミナー 2021「コロナ禍が炙り出すグローバル化した地域とソーシャルワーク」分科会企画・コーディネーター(松尾)
- ⑧ 2021年 12月 15日 叢書シリーズ第2回ウェビナー(モンゴル)
- ⑨ 2022年 1月 27日 叢書シリーズ第3回ウェビナー(タイ)
- ⑩ 2022年 2月 11日 第6回国際学術フォーラム「グローバル化する国内社会福祉にあって何が国際ソーシャルワークなのか?」を主催(p.44 9. 国際会議 (2) 第6回淑徳大学国際学術フォーラムを参照)
- ⑪ 2022年 2月 24日 叢書シリーズ第4回ウェビナー(スリランカ)
- ⑫ 2022年 3月 27日 マレーシア国立大学サバ校 ワールドソーシャルワークプログラム2022 ゲストスピーカー(松尾)

(3) 人的・組織的交流

研究ネットワークを拡げ、世界各地の大学・研究機関・NGO機関及び研究者・実践者たちとの意見交換・共同プロジェクト等を実施する。

(4) 人材養成

急速に拡大するアジア諸国の“ソーシャルワーカー”、社会福祉人材養成のニーズに応えるためPh.D.プログラム(p.36 8. ビジティンク・リサーチャー論博プログラムを参照)や訓練教育プログラム等の開発をする。

(5) 研究会の開催

ソーシャルワークの原論等をテーマに、定期的に研究会を開く。

- ① 2021年 6月 18日、7月 1日、7月 22日、8月 19日、9月 16日、10月 21日、11月 18日、12月 9日、2022年 1月 20日、3月 17日

「国際ソーシャルワーク」について原島博先生(ルーテル学院大学)をお招きして研究会を実施した。

- ② 2021年 7月 29日

「SWニーズ、実践者調査」調査協力者とのオンラインミーティングを実施した。

(6) 資料収集

主に国際社会福祉及び仏教ソーシャルワーク活動に関する資料収集・整理・管理(p.47 10. 収集資料を参照)をする。

(7) 国際組織への貢献

国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW)、アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟 (APASWE) 等の国際組織の活動・運営へ積極的に関与・貢献・協力をする。

- ① APASWE アーカイブ機能の受託。
- ② APASWE 理事に選出 (松尾)。
- ③ アジア・ソーシャルワーク・ジャーナル (Asian Social Work Journal) アドバイザリー・ボードおよび編集委員。
- ④ IASSW 組織再建タスク・フォース委員 (秋元)。

(8) 他大学への協力

国内、海外、特にアジア諸国からのニーズ・要請に応じて、ソーシャルワーク・プログラムやカリキュラムの新設、講師派遣その他に積極的に協力する。

- ・スリランカ 仏教パーリ語大学が既存の「コミュニティー開発学科」を「仏教ソーシャルワーク学科」とし、新たなカリキュラムを構築することになり、協働の申し出あり。

(9) 出版物

国際共同調査及び研究の成果報告書を中心に、書籍や冊子を出版する。出版物は、「p.48 13. 資料 (1) 出版物」を参照。

8. ビジティング・リサーチャー論博プログラム

(1) 概要

アジア諸国のソーシャルワーク及びソーシャルワーク教育の拡がりは近年益々著しい。本プログラムは、アジア諸国のソーシャルワーク大学教員養成ニーズに応えるべく、主にアジアの大学に所属する教員・研究者等から、博士論文を書き上げる準備のある者を当研究所にビジティング・リサーチャー (以下、VR と略す) として迎えるものである。

VR は 3 年間の任期で採用される。このうち 2 年間に日本に滞在し、本務校からの全ての任務から解放され論文作成に専念するという本プログラムでは、研究所は指導教授を用意せず「同僚」として論文作成の助言、進捗管理を担う。またプログラム実施期間中に研究所は本務に復帰した後の教育活動に役立たせることを期待しコースを提供している。VR は、研究所から論文博士学位申請者としての推薦・紹介を受け、淑徳大学大学院総合福祉研究科へ学位請求論文を提出し帰国する。学位請求論文は、日本の「論文博士」の制度を活用し審査され、合格した後は、淑徳大学より「博士 (社会福祉学)」を授与される。

VR は学位取得後、自国のソーシャルワーク教育を牽引し、実践の中心的存在として活躍することが期待される。同時に、本プログラムによって淑徳大学の名前は全アジアのソーシャルワーク大学コミュニティに知らしめるであろう。淑徳大学とアジア諸国のソーシャルワーク教育機関・大学における次世代を担う学生や教員の交流及び各種プロジェクトの共同研究等が期待できる。

2016 年に開始した本プログラムも今期で 6 年目となるが、この活動は、募集・広報活動を通して国際的に認知され、高い評価を得てきた。また、その間に明らかとなったさらなるニーズを踏まえてプログラムの見直しも行ってきた。

淑徳大学ヴィジョン 3 つの展開軸のうちのひとつ「社会との関係」には、「地域社会に根ざし、世界にも開

かれ、地域への貢献や世界との交流を拡大する」と示されている。本プログラムは、この大学方針に鑑み、特にアジア諸国における次世代の人材育成、国際的な研究交流推進による貢献、それに伴う大学全体の活性化を目的としている。

(2) 応募資格（詳細は、「p.51 13. 資料 (2) 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所関係規程類」を参照）

- ① 修士課程修了者できればソーシャルワークの修士号 (MSW) を持つことが望ましい。
- ② 研究論文分野が、国際社会福祉または仏教ソーシャルワークであること。
- ③ 博士論文のテーマ、枠組み、構想がすでにできており、受入期間内に論文提出が出来ること。
望むらくはすでに執筆をはじめていること。
- ④ 研究所の提供するコースを履修かつ理解できること。
 - ・ 調査研究法と調査研究設計 I : 定量的調査
 - ・ 調査研究法と調査研究設計 II : 定性的調査
 - ・ 事業計画・管理・評価調査
 - ・ 論文作成指導 (一論文の査読付雑誌への投稿・掲載を目指す)
 - ・ 国際社会福祉／ソーシャルワーク
 - ・ 日本語と日本文化 (日本人及び日本に居住する者を除く)
 - ・ ソーシャルワーク原論 (MSW を持たない者のみ)
 - ・ 特別講義・セミナー (参加者の関心による)
 - * 各 VR の論文テーマ内容に関わるものを含め、いわゆる分野論的コース (e.g. 高齢者、児童、障がい、貧困、HIV/AIDS、災害その他) は提供しない。
 - * これらは対面セッション及びオンラインにより英語 (原則) で実施
 - * 各コースの修了者にはコースごとに研究所所長名の修了書 (certificate) を発行する。(学生向けコースではないのでいわゆる「単位」ではない。)
 - * 講師は、日本及び海外の大学教授から成る担当講師一覧の中から選び委託する。
- ⑤ VR の国籍及び応募時の居住地は不問。ただし奨学金付きプログラムの応募者は日本国籍を有せず、且つ応募時に自国 (原則的にアジア太平洋地域) に実際に居住している者に限る。
- ⑥ 日本滞在期間の 2 年間は、所属する大学・学部あるいは組織の一切の職務・業務・勤務地から開放され、VR として当研究所で論文執筆に専念できることが望ましい。
- ⑦ 研究能力、人柄及び英語能力の保証を含んだ推薦状 3 通を提出できる者。そのうち 1 通は所属機関 (大学もしくは学部又は組織) からの以下の内容を含むものとする。
 - * リサーチャーとして滞在中、所属機関等の一切の職務又は業務から解放されること。
 - * 日本での論文執筆に専念できること。
 - * 帰国後の復職及び身分保障がなされていること。

(3) 定員：1 名 (各年度)

(4) 受入期間：3 年間

日本滞在期間：2 年間 (最長)

(5) 募集する論文のテーマ：次の2分野のいずれかに属するテーマであること

- ① 国際社会福祉／ソーシャルワーク (International Social Welfare/International Social Work)
- ② 仏教“ソーシャルワーク”

(6) 支給する経費

- ・ 来日時居住地からの渡航費及び帰国時渡航費 (来日及び帰国)
- ・ 来日準備金 (5万円)
- ・ 滞在期間中の住居費 (上限7万円)
- ・ 生活及び研究のための奨学金 (20万円/月)
- ・ 学位請求論文提出時及び審査を受ける期間中については以下の経費を支給する。
- * 学位請求論文提出時の論文要旨等日本語翻訳を他に依頼する場合の翻訳料 (上限20万円)
- * 最終試験、学力の確認、学位授与の際の渡航旅費 (居住地との往復エコノミー航空券・日本国内交通費・宿泊費実費)

(7) ビジティング・リサーチャー

① 実績

- 2016年度 第1期VR 学位取得 (2019年9月)
- 2017年度 第2期VR 学位取得 (2022年3月)
- 2019年度 第4期VR 学位取得 (2022年3月)

② 2021年度 在籍 (3名)

2017年度 第2期VR

(氏名) デチェン・ドマ (Dechen Doma)

(国籍) ブータン

(所属大学・職位) ブータン王立大学 上級講師

(来日) 2017年10月30日

(帰国) 2019年9月29日

(研究室) 1号館3階301B研究室

(研究テーマ) ブータンの青年の薬物乱用に対する仏教的・西洋的アプローチの接合(接点)にて：

機関による実践^{トリートメント}及びその効果に対するクライアントの理解の比較を踏まえて

AT THE INTERFACE OF BUDDHISM AND WESTERN APPROACHES TO YOUTH
SUBSTANCE ABUSE IN BHUTAN: A COMPARISON OF CLIENT AND AGENCY
UNDERSTANDING OF TREATMENT AND EFFECTIVENESS.

(学位申請・審査状況)

- ・ 2021年6月30日 大学院へ博士論文草稿、予備審査願再提出
- ・ 2021年9月27日 予備審査合格
- ・ 2021年10月31日 大学院へ学位申請
- ・ 2022年2月22日 口述試問 (オンライン)
- ・ 2022年3月10日 公開審査会 (オンライン)
- ・ 2022年3月15日 学位授与

2019年度 第4期VR

(氏 名) オマルペ・ソマナンダ (Omalpe Somananda)

(国 籍) スリランカ

(所属大学・職位) 佛教パーリ語大学 上級講師

(来 日) 2019年10月3日

(帰 国) 2021年10月7日

(研 究 室) 1号館3階301B研究室

(研究テーマ) 仏教ソーシャルワーク教育開発のための仏教教義の適用可能性に関する分析調査

An Analytical Study on Applicability of Teachings in Buddhism for the Development of
Buddhist Social Work Education

(学位申請・審査状況)

- ・2021年5月9日 研究所へ博士論文草稿提出
- ・2021年6月25日 大学院へ博士論文草稿、予備審査願提出
- ・2021年8月19日 予備審査合格
- ・2021年9月30日 大学院へ学位申請
- ・2022年2月24日 口述試問(オンライン)
- ・2022年3月10日 公開審査会(オンライン)
- ・2022年3月15日 学位授与

2020年度 第5期VR

(氏 名) トゥメンナス・ゲレンク (Tumennast Gelenkhuu)

(国 籍) モンゴル

(所属大学・職位) モンゴル国立大学 准教授

(プログラム開始) 2021年10月1日(オンライン)

(来日予定) 2022年7月

(帰国予定) 2023年9月

(研究テーマ) コミュニティ・ソーシャルワークにおける異文化適応力～モンゴル遊牧民の場合

Cultural Competence in Social Work with Communities: In the Case of Mongolian
Nomadic Community

(研究活動等)

- ・2021年9月22日 モンゴル会議コーディネート、登壇
- ・2021年10月1日 ビジティング・リサーチャー論博プログラム開始(オンライン)
- ・2021年10月11日-27日 セッション「論文作成指導」受講(オンライン)
- ・2022年3月 大学院総合福祉研究科研究生入学願書提出

2021年度 第6期VR

(応募者) 3名

(選考日) 第1回 2021年5月28日

該当者なし

(8) 提供コース招聘講師／担当講師一覧 (2020～2021)

① 調査研究法と調査研究設計 I：定量的調査

- ・陳 礼美 Chen Li Mei, Ph.D. (横浜市立大学教授〈日本〉)
- ・マイケル・A・ルイス Michael A Lewis, Ph.D. (ニューヨーク市立大学ハンター校大学院准教授〈アメリカ〉)
- ・中谷 陽明 NAKATANI Yomei, Ph.D. (桜美林大学大学院老年学研究科教授〈日本〉)

② 調査研究法と調査研究設計 II：定性的調査

- ・マーク・ヘンリックソン Mark Henrickson, Ph.D. (マッセイ大学教授〈ニュージーランド〉)
- ・デチャ・サンカワン Decha Sungkawan, Ph.D. (元タマサート大学准教授〈タイ〉)

③ 事業計画、管理、評価調査

開講時、日本内外から大学教授及び専門家を講師として招聘予定

④ 論文作成指導

- ・ズルカルナイン・A・ハッタ Zulkarnain A Hatta, DSW (リンカーンユニバーシティ・カレッジ教授〈マレーシア〉)

⑤ 国際社会福祉／ソーシャルワーク

- ・秋元 樹 AKIMOTO Tatsuru, DSW (淑徳大学国際社会福祉研究所名誉所長)
- ・郷堀 ヨゼフ GOHORI Josef, Ph.D (淑徳大学国際社会福祉研究所教授)
- ・松尾 加奈 MATSUO Kana, MSW (淑徳大学国際社会福祉研究所准教授)

上記に加え日本内外から大学教授を講師として招聘予定

⑥ 日本語と日本の文化

開講時、日本内外から大学教授及び専門家を講師として招聘予定

⑦ ソーシャルワーク原論 (ソーシャルワーク以外の分野からの研究者対象)

- ・黒木 保博 KUROKI Yasuhiro, M.A. (長野大学教授〈日本〉)

上記に加え日本内外から大学教授を講師として招聘予定

⑧ 特別講義・セミナー

- ・オーガナイザー：淑徳大学アジア国際社会福祉研究所

開講時、日本国内外から大学教授及び専門家を講師として招聘予定。

(9) アドバイザリーボード (2020～2021)

- ・アーウィン・アップスタイン Irwin Epstein, Ph.D. (元ニューヨーク市立大学ハンターカレッジ教授〈アメリカ〉)
- ・リン・ヒーリー Lynne Healy, Ph.D. (コネティカット大学名誉教授〈アメリカ〉)
- ・H.M.D.R. ヘラ H.M.D.R.Herath, Ph.D. (ペラデニヤ大学名誉教授〈スリランカ〉)
- ・グエン・ホイ・ロアン Nguyen Hoy Loan, Ph.D. (ベトナム国家大学社会科学人文学大学准教授〈ベトナム〉)
- ・ヴィムラ・ナドカルニ Vimla Nadkarni, Ph.D. (元 IASSW 会長、元タタ社会福祉大学教授〈インド〉)
- ・フェンティニ・ヌグロホ Fentiny Nugroho, Ph.D. (元 APASWE 会長、インドネシア大学上級講師〈インドネシア〉)
- ・ムハンマド・サマド Muhammad Samad, Ph.D. (元 APASWE 理事、ダッカ大学教授〈バングラデシュ〉)
- ・朴 光駿 Park Kwangjoon, Ph.D. (佛教大学教授〈日本〉)

(10) 招聘講師委託業務

VRに対し、国内外より専門家を講師として招聘し、当研究所が提供するコースの指導をする。

- ・ VRの研究テーマに沿ったテキスト及び参考文献の選定・助言
- ・ VRに提供するコースのシラバスに相当するカリキュラム作成
- ・ 面接によるVRの研究能力、ニーズ、研究到達度の把握
- ・ VRが研究活動を円滑に遂行するためのオリエンテーション及びコンサルテーション
- ・ 論文作成指導及び添削
- ・ VRの研究遂行のための専門知識の提供
- ・ VRの研究の円滑な遂行のためのスーパービジョン、助言支援
- ・ そのほか講師が研究遂行のために必要と判断する各種支援

(11) 提供コースセッション／研究会／Webinar (VR関連) 開催実績

① コースセッション

- ・ コース名：論文作成指導
- ・ 担当講師：ズルカルナイン・A・ハッタ（リンカーンユニバーシティ・カレッジ教授〈マレーシア〉）
- ・ 受講者：トゥメンナス・ゲレンク

1) 2021年10月11日 14:00-16:00

Structure of the thesis (オンライン)

2) 2021年10月12日 10:00-12:00 / 14:00-16:00

The problem statement (オンライン)

3) 2021年10月13日 14:00-16:00

Research question and objectives (オンライン)

4) 2021年10月14日 14:00-16:00

Literature review (オンライン)

5) 2021年10月18日 10:00-12:00 / 14:00-16:00

Methodology: Quantitative (オンライン)

6) 2021年10月19日 10:00-12:00 / 14:00-16:00

Methodology: Qualitative (オンライン)

7) 2021年10月20日 10:00-12:00

Methodology: Sampling (オンライン)

8) 2021年10月25日 14:00-16:00

Standard of academic writing (APA style) (オンライン)

9) 2021年10月27日 14:00-16:00

Standard of academic writing (APA style) Summary (オンライン)

② 研究会議

- ・ 2021年10月4日
プログラムのオンライン開催への変更を受けて、現地調査含む研究活動の日程・進行について共有し、確認した。(オンライン)

- 2021年12月17日
コロナ感染拡大及び入国制限を受けて、博士論文研究・執筆を含むプログラムのあり方について検討した。(オンライン)
- 2022年1月2日
コロナ感染拡大及び入国制限を受けて、博士論文研究・執筆を含むプログラムのあり方について検討した。(オンライン)
- 2022年2月15日
現地調査の進捗状況及びセッションの日程に関する打合せを行った。(オンライン)
- 2022年3月10日
セッションの日程及び研究生の受入(大学院)について打ち合わせを行った。(オンライン)

③ 研究会・Webinar

- 2021年9月22日
Buddhist Social Work During Covid-19 Pandemicのセッション(国際会議/モンゴル国立大学・アジア国際社会福祉研究所共催)に出席し、「Assistance」 of a Buddhist Monastery during the COVID-19 (In case of ErdeneZuu Temple)」と題して、トゥメン氏が研究発表を行った。

(12) 2021年度総括

2021年度 第6期VRは、例年通り4月1日から5月10日に募集を行い、期間内に3名の応募があった。

今回、初めての試みとして、選考にオンライン(Zoom)での面接を取り入れた。これは、昨年度プログラムの成果を分析、将来に向けた課題を抽出し、今年度募集における改革のひとつとして実施した方策である。過去のプログラム応募者には、大学に所属する研究者・教育者は多いものの若手であることも多く、応募時ではまだアイデアを醸成している段階であり、日本の学位授与機関が論文博士と認めることができるような「レディネス」が見えにくいケース、あるいは提出された論文計画等の書類選考により独力での執筆が可能と選考されたものの、実際には何らかの指導が必要となるケースが見受けられた。そのため、選考委員会にて研究進捗・応募意図・実力等をより正確に見極める目的で、応募者と直接やりとりをする機会を取り入れた。

2021年度選考にあたっては、今後の成果が期待できる論文計画や、着眼点が評価できる計画は複数見られたものの本プログラム主旨理解や論文博士として学位授与機関に請求論文が提出可能かを基準に、慎重に検討を重ねた結果、選考委員会は「該当者なし」との結論で一致した。なお、本プログラムの過去5年間を総括したなかで実施されることとなった「停止要件付き合格」VRについて、VRの滞在期間2年の中で審査に耐える論文を提出できるよう、受入期間3年という時間をフルに活用するという新たな枠組みで選考検討されたものの「該当者なし」であった。オンラインによる面接については、大きな効果を認めた上で、面接時間に遅れた場合等のルールを別途定めておく必要など新たな課題も明らかとなった。

2020年度第5期VRトゥメンナス・ゲレンク先生(モンゴル)については、当初2020年10月と設定されていた来日・プログラム開始が、新型コロナウイルスの世界的流行とその長期化のため叶わず、その後も状況を睨みつつ来日時期や開始方法について3度にわたる見直しを行ってきた。結果、2021年10月から、オンラインによるプログラム開始となった。VR本人は本務校での業務を減らし、自国に滞在しながら、プログラム提供コースのセッション受講、進捗報告や打ち合わせ、また研究所主催のWebinarや国際会議参加、他団体/大学主催の国際会議参加など、研究所とVR双方の工夫により互いにコンタクトを取る機会や研究発表を

行う機会を多数設け、オンラインによる活動を展開している。

自国でプログラム参加・活動する期間の奨学金について、本来は規程により日本滞在中支給される奨学金、生活費・研究活動費を含めた毎月20万円の中から、研究費にあたる部分のみ毎月7万円を支給することが承認された。また来日時期に関しては、感染収束傾向を見極めた上で2022年6月以降を予定している。

2021度に大学院総合福祉研究科に論博の学位申請をした、2017年度第2期VRデチェン・ドマ先生（ブータン）と、2019年度第4期VRオマルペ・ソマナンダ先生（スリランカ）について、口述試問ならびに公開審査会をオンラインで実施、2022年3月に淑徳大学より「博士（社会福祉学）」の学位が授与された。

2021年6月に予備審査願、同9月に学位申請（本審査）と、VRが2名同時に大学院総合福祉研究科に論文を提出しているため審査期間における研究所と研究科の関係強化が重要な課題であった。そこで、プログラムの理解・運用、審査の円滑進行に資するために大学院連携VRプログラム会議を4月と6月、2回にわたって開催した。

2名のVRについては、学位授与式への参加意向があったにもかかわらず、日本政府による入国制限等により来日が叶わなかった。研究所では2022年9月学位授与式の時点での状況を考慮しつつ、2名の再来日、授与式参加を検討している。プログラム遂行にあたっては、本学研究科はじめ関係者の多大な協力をいただいたことに感謝したい。

（13）成果と課題

2020年度に引き続き、2021年度のVRプログラムも新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受ける結果となった。プログラム（セッション・研究会議・Webinar等）、そして特に審査に関して、状況に応じて所内・研究科・大学・VRと確認をとりながら時期を調整し、ほぼすべてオンラインにより実施するという初めての試みとなった。様々な制約下においてもオンラインゆえに参加可能な関係者にも多数参加いただきながらプログラム・審査の進行は可能である、という運用実績を作ることができた。

本プログラムは、学位請求論文というVRの人生を左右する大きな執筆に専念する期間を約2年間提供するという長期プログラムである。2016年の開始から2021年度までに、紆余曲折を経ながらも、VRプログラム修了後に淑徳大学博士号学位取得者3名を輩出したが、このプログラムが出身国のみならずアジア諸国に受け入れられており、この事実をもって淑徳大学の貢献が国内外に伝わっているという点で、意義は大きい。

すでに、3名のVR出身者が各人の研究テーマを活かし、自国での研究活動を始め、それぞれの国々で確実にキャリアアップを続けている様子と、毎年途切れることなく年平均5.6件、合計34件という、本プログラムに関心を寄せるVR応募者を見ると、「アジア諸国のソーシャルワーク教育人材養成ニーズに応える」という本プログラム創設の主旨が、淑徳大学の国際貢献という成果につながっていることがわかる。今後は、VR出身者である研究者・教育者達からの強い意向でもある、共同研究、講師招聘、後進VRの指導など、プログラムを超えた協力を仰ぐことも可能になるだろう。しかし、博士後期課程と同様な指導・サポートを、VRプログラムにおいて現体制のまま強化する事は審査機関である研究科および研究員の負担が大きい。2022年度以降、さらなる検討を重ね、現在まで培ってきたプログラムの意義と国際社会への貢献は維持しながらも、場合によっては抜本的な改革も視野に入れていく必要がある。

9. 国際会議

（1）モンゴル国際会議

①概要

モンゴル国立大学主催の国際カンファレンス『オープンマインド・モンゴル2021ーコロナ禍中・コロナ後

のソーシャルウェルビーイングを支えるには(英: Session of the international conference on Open Mind Mongolia 2021: Supporting social well-being during and after Covid-19)の一部として開催された、『コロナ禍の中の仏教ソーシャルワーク』(英: Buddhist Social Work During the Pandemic)のセッションを、モンゴル国立大学と当研究所が共催した。

②日程・スケジュール

2021年9月22日

【会場】モンゴル国立大学図書館ホールとオンラインを組み合わせたハイブリッド形式

11:00-13:00 キーノートアドレス: スミッタ師(米国、Dhamma USA創業者)

研究発表・事例検討 6件

14:00-16:00 キーノートアドレス: カルマ・サングポ・シェルパ師(ネパール)

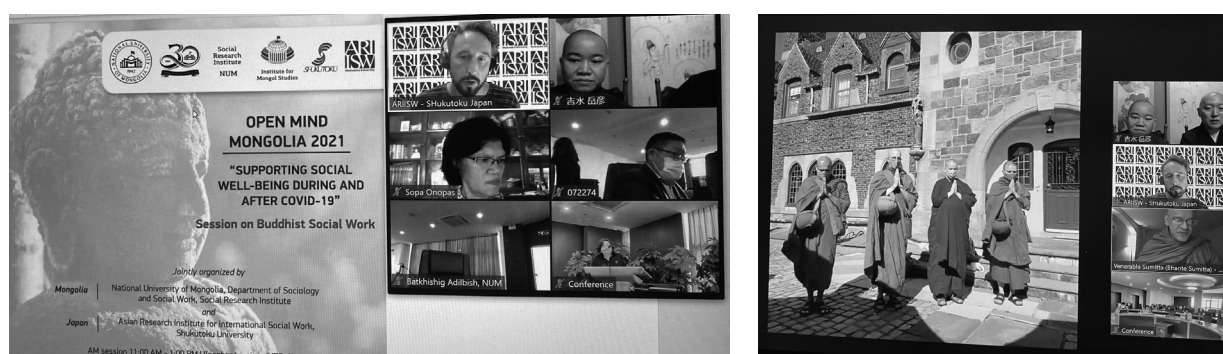
研究発表・事例検討 6件

③総括(郷堀ヨゼフ記)

国際会議の一環として行われた当セッションは、仏教ソーシャルワークのプロジェクトにおいて初めて一般演題を募集した。予想以上に発表者が集まり、仏教ソーシャルワークの研究・実践の拡大について実感できた。当セッション(分科会)を午前と午後の2部構成にし、全12発表を行いました。午前と午後はそれぞれのキーノートアドレスを、スミッタ師とカルマ・サングポ・シェルパ師よりいただいた。

共催者であるモンゴルと日本の他、タイ、スリランカ、インド、ベトナム、マレーシア、アメリカ合衆国、カナダ等の多くの国や地域の研究者及び実践者にご参加いただいた。ピーク時、第1セッションでは76名、第2セッションでは61名がオンラインでアクセスしてくださり、モンゴル国立大学図書館ホールにて40名ほどの方がご参加くださった。延べの参加人数は200名を超え、当テーマに関する高い関心について確認できた。

いっぽう、ディスカッションしながら議論を深めていく時間的な余裕がなく、今回、提示された内容及び課題は、今後、共同研究や投稿論文などを通して更に共有し議論を深めていきたいと考える。



(2) 第6回淑徳大学国際学術フォーラム

①概要

2022年2月11日に淑徳大学アジア国際社会福祉研究所内において第6回国際学術フォーラム「グローバル化する国内社会福祉にあって何が国際ソーシャルワークなのか?」(英: WHAT IS THE INTERNATIONAL

SOCIAL WORK WITH THE GLOBALIZED STATES-SOCIAL WORK?)」を開催した。

6回目となるこの国際学術フォーラムは昨年に引き続きオンライン開催とした。このフォーラムにはアジア、アフリカ、オセアニア、ヨーロッパ、北米から700名以上の事前登録があり、リアルタイム接続の参加者は延べ327人という研究所設立以来の大イベントとなった。

②発表者

リナ・ドミネリ (スターリング大学)

浅野 貴博 (ルーテル学院大学)

③日程・スケジュール

2022年2月11日

19:00 開会の言葉

山口 光治 (淑徳大学アジア国際社会福祉研究所所長)

19:05 開催趣旨説明

秋元 樹 (淑徳大学アジア国際社会福祉研究所名誉所長)

19:25 日本人研究者からみるグローバル化する国内社会福祉と国際ソーシャルワーク

浅野 貴博 (ルーテル学院大学)

19:45 基調講演「国際ソーシャルワーク：パラダイムの再考」

リナ・ドミネリ (スターリング大学)

20:25 ディスカッション

20:55 閉会の言葉

長谷川 匡俊 (淑徳大学アジア国際社会福祉研究所最高顧問)

進行 郷堀 ヨゼフ (淑徳大学アジア国際社会福祉研究所)

④総括 (松尾 加奈記)

第6回淑徳大学アジア国際社会福祉研究所国際学術フォーラムは「グローバル化する国内社会福祉にあって何が国際ソーシャルワークなのか？」をテーマに、2021年2月11日に研究所をメインスタジオにオンラインで開催された。基調講演をお願いしたドミネリ教授はスコットランドから、そしてリアルタイム接続で参加した海外からの視聴者たちはフィリピン、日本、インドネシア、タイ、モンゴル、サウジアラビア、エジプト、イギリス、アメリカ他世界中の国々から327名が集まった。

今回も会議用アプリケーションソフト「Zoom」のウェビナー機能を利用し、事前登録制として研究所のホームページ、Facebook、後援いただいた日本ソーシャルワーク教育学校連盟(ソ教連)のホームページ及びTwitterを利用し募集をかけた。アジア・アフリカ・オセアニア・ヨーロッパ・アメリカのすべての圏域からの同時接続参加者があったことは、文字通り研究所設立以来最大の規模であったことを意味する。

フォーラムでは、浅野貴博先生(ルーテル学院大学)から日本のソーシャルワーカーが感じるアイデンティティの揺らぎと英語で書かれているソーシャルワーク教育の難しさについてお話しいただき、リナ・ドミネリ先生からは、国際ソーシャルワークのキーワードに端を発し、環境正義とグリーンソーシャルワークにつながるお話を頂いた。

以下、事後アンケートに協力者175名から傾向を分析したい。

参加したきっかけとなる「情報源」について、ARIISWの「Facebook」や公式ホームページという回答が

69件 (39.4%) であった。特徴的だったのは「教授・先生」45件 (25.7%)、友人・同僚」が31件 (17.7%) という回答であった。また、参加者属性としては「学生」が最も多く77件 (44.0%) を占め、ついで、「教員」44件 (25.1%)、「ソーシャルワーカー／実践者」34件 (19.4%) であった。今回のフォーラムでは、ほとんどの視聴者が参加証を請求した。この理由として、日本国外の実践者のキャリアアップの条件は「海外フォーラムへの参加」が設定されていること、また、授業の一環として学生にフォーラム視聴参加を教員が薦めていたこと等が考えられるだろう。

「参加動機」については複数回答で答えてもらった。「国際ソーシャルワークに関心がある」という項目をチェックした件数が136件と他の回答よりも抜きんでて多かった。また「トピックに関心がある」という回答が92件、「研究所に関心を持っている」のチェックがあったのが89件であった。しかし、「ソーシャルワークに関心がある」「ボランティアに関する学位論文作成」という1名ずつの回答も無視できない。コロナ禍で知的探究心を持つ人々がオーディエンスとなり得ることが示唆される。研究所は当初、国際に関心のある研究者は数少ないと想定していたが、トピックへの関心が主催者の想定を超えて高かったことがわかる。

「フォーラム運営」について5段階で評価してもらったところ、最高の「5」「4」併せて167件 (95.5%) との回答が得られた。自由記述回答からも「大変勉強になった」、「また参加したい」という声が相次いで寄せられており、さらに次の協働プロジェクトへの関心と期待が高まっている。

コロナ禍において2年連続のオンラインでの国際フォーラム開催と成功には、後援協力いただいた国内の日本ソーシャルワーク学会、日本社会福祉学会、日本社会福祉教育学会、ソ教連、そして研究所活動に関心を寄せていただいた国内外の多くの皆様のご支援によるところが大きい。昨年度年報の記述と重なるが、コロナ禍以前から共同研究を続けていた研究者たちが、それぞれで親交を重ねている研究者ネットワークを駆使し、参加を呼びかけてくれた。2年連続の国際フォーラムオンライン開催で、世界の研究者が議論する「場」の企画及び提供という重要な役割を、アジア国際社会福祉研究所が担うことができることが証明できたといえるだろう。しかし、いくつかの課題も見えた。

第1にターゲティングの難しさである。授業の一環としてフォーラムを取り上げていただけるのは非常に光栄ではあるが、小規模の研究所が多く聴講参加者の多様な個別ニーズへ対応するのは負荷が大きすぎた。また、グラスゴーで開催された国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議 (COP26) 以降「グリーンソーシャルワーク」がマスメディアに登場することも多く、提唱者であるドミニネリ先生の吸引力は研究所の想定以上であった。この点は課題の2点目につながる。

第2に、世界と日本のギャップである。例年以上に日本の視聴者数が伸びたものの、日本国内視聴者からは「ドミニネリ教授の話をもっと聞きたかった」というように評価が低かった。

ARIISW 滋慶大学アジア国際社会福祉研究所 (ARIISW) 第6回 ARIISW 国際学術フォーラム

グローバル化する国内社会福祉にあって 何が国際ソーシャルワークなのか?

What is the International Social Work with the Globalized States-Social Work?

グローバル化 (グローバルゼーション) は私たちの生活様式、価値観、そして社会そのものを大きく変えようとしています。

2021年度 アジア国際社会福祉研究所は英国・スターリング大学教授の リナ・ドミニネリ先生を講師としてお迎えし、国際ソーシャルワークにこいて以下の様な概念的な課題と根元的な問いを提起します。すなわち――

- * グローバル化したソーシャルワークの国内 (ローカルな) ソーシャルワークの中で国際ソーシャルワークは存在し続けるのだろうか?
- * もし YES ならば、国際ソーシャルワークはグローバル化した国内のローカルなソーシャルワークにどのように関係して行くのか?
- * 先ほど、国際ソーシャルワークの役割や機能はどうなるのか? 国際ソーシャルワークは概念的・実践的にどのように存在していくのか?

参加者の皆さまの活発な議論を楽しみにしています。

基調講演: International Social Work: Reconceptualising Existing Paradigms

国際ソーシャルワーク×既存のパラダイムを再考する

リナ・ドミニネリ スターリング大学教授 Professor Lena Dominelli, University of Stirling

趣意説明: 秋元 樹 アジア国際社会福祉研究所名誉所長 DSW (Honorary Director of ARIISW)
日本の研究者の視点から: 浅野 貴博 ルーテル学院大学准教授 Associate Professor, Japan Lutheran College

2022年2月11日 (金) 19:00 ~ 21:00

📺 ZOOMによるオンライン開催 (参加費無料) 🗣️ 同時通訳 (日英) あります。

<https://forms.gle/Frtf5RFRBFecJfH8>
(お申し込みの締め切り: 2022年2月10日19:00まで)

連絡先: 滋慶大学アジア国際社会福祉研究所
email: asiainst@soc.shukutoku.ac.jp
(お問い合せはメールのみにて対応させていただきます)

後援: 日本社会福祉学会、日本社会福祉教育学会、日本ソーシャルワーク教育学会

一方で、日本国外の参加者からは「非常に良かった」「満足である」「感謝である」と、評価のギャップが生まれた。

第3の課題は、コンテンツに対する認識の共有が難しかった点である。テーマ「グローバル化する国内社会福祉にあって何が国際ソーシャルワークなのか？」という問いかけのインパクトは非常に大きかった。これは事前登録者数752名の数字が示すとおりである。しかし、国際ソーシャルワークとは何か？という問いに対し、登壇者と企画者である研究所が認識を共有することが最後まで難しかった。研究所としては「国際ソーシャルワークはなくなる」「なくなる」という議論までもっていきたくかったが、「国際化（グローバル化）するソーシャルワーク課題としてのグリーンソーシャルワークとは何か」の語りを中心となってしまった。

コロナ禍にも関わらず研究所に興味を持っている国内外の研究者たちの関心を引き寄せ続け、世界を舞台にしたソーシャルワーク研究でアジア国際社会福祉研究所がどう生き残るか、研究所に課せられた使命は大きい。

10. 収集資料

(1) 和書	—	0冊	0円
(2) 洋書	The Origins of Social Care and Social Work	1冊	8,286円

11. 広 報

(1) 大学（研究所）HP

- ①日本語版 <https://www.shukutoku.ac.jp/university/facilities/asiancenter/>
- ②英語版 <https://www.shukutoku.ac.jp/en/about/facilities/asiancenter.html>

(2) Facebook

- ①日本語版 <https://www.facebook.com/ariiswjp/>
- ②英語版 <https://www.facebook.com/ariisw.shukutoku/>

(3) 動画（YouTube） https://www.youtube.com/playlist?list=UUF6h7wkpX2B_zQCS2XxU3HA

(4) 「アジア国際社会福祉研究所 kara」（広報誌リーフレット）

- 33 2021年4月7日刊
「仏教ソーシャルワーク研究叢書 新たに3冊出版」
- 34 2021年9月13日刊
「モンゴル国立大学と国際会議を共催します！」
- 35 2021年10月12日刊
「アジア国際社会福祉研究所×モンゴル国立大学共催『コロナ禍の中の仏教ソーシャルワーク』開催されました！」
- 36 2021年12月17日刊
「スリランカ政府発行特別記念切手発行！」
- 37 2022年2月1日刊
「第6回国際学術フォーラムオンライン開催！「グローバル化する国内社会福祉にあって何が国際ソーシャルワークなのか？」
- 38 2022年2月17日刊
「国際学術フォーラム開催報告」

12. 経 費 (予算・決算)

事業行事名	(円)			(%)
	予算額	執行額	残高	執行率
論博プログラム費	12,000,000	2,521,053	9,478,947	21.0
研究所共同研究費	900,000	294,501	605,499	32.7
国際交流費	700,000	427,169	272,831	61.0
経営事務費	9,000,000	5,301,383	3,698,617	58.9
研究基盤形成	9,000,000	6,493,570	2,506,430	72.1
アジア交流センター活動費	7,300,000	3,206,007	4,093,993	43.9
合 計	38,900,000	18,243,683	20,656,317	46.8

13. 資 料

(1) 出版物 * 「文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」助成

- 1 * 「宗教とソーシャルワーク～仏教の場合～イスラム教の場合～」2016年9月(文部科学省平成28年度助成) 日本社会事業大学主催・淑徳大学アジア仏教社会福祉学術交流センター共催「第24回環太平洋社会福祉セミナーアジア型ソーシャルワークを構築する」2015年12月12・13日の会議録の増し刷り
- 2 * Akimoto Tatsuru, sv. Fujioka Takashi, hd. Matsuo Kana, ed. Religion and Social Work: How Does Islamic “Social Work” Operate in Asia? March 2017. 日本社会事業大学との共同研究報告書(文部科学省平成28年度助成)
- 3 * “How is Asian Buddhism Involved in People’s Life?” Shukutoku University 2nd International Academic Forum on Buddhist Social Work Program, March 2017 (文部科学省平成28年度助成)
- 4 * 「第2回淑徳大学 国際学術フォーラム 仏教ソーシャルワーク アジアの仏教は人びとの生活の問題にどうはたらくか」プレゼンテーション資料 2017年3月
- 5 * Akimoto Tatsuru, sv. Gohori Josef, and Etsuko Sakamoto, ed. How is Asian Buddhism involved in People’s Life? Shukutoku University 2nd International Academic Forum on Buddhist Social Work Proceedings, September 2017 (文部科学省平成29年度助成)
- 6 * 秋元樹監、郷堀ヨゼフ、佐藤成道編「第2回淑徳大学 国際学術フォーラム 仏教ソーシャルワーク：アジアの仏教は人びとの生活の問題にどうはたらくかー仏教ソーシャルワークの探求ー アジア仏教ソーシャルワーク研究ネットワークの形成ー」報告書 2017年11月(文部科学省平成29年度助成)
- 7 * Gohori Josef, Akimoto Tatsuru, Fujimori Yusuke, Kikuchi Yui, and Matsuo Kana, ed. From Western-rooted Professional Social Work to Buddhist Social Work: Exploring Buddhist Social Work (Research Series No.0), Gakubunsha, 2017 (文部科学省平成29年度助成)
- 8 * Nguyen Hoi Loan, ed. Vietnam Buddhism: From Charity to Buddhist Social Work: Exploring Buddhist Social Work (Research Series No.2), Gakubunsha, 2017 (文部科学省平成29年度助成)
- 9 * Gohori Josef, and Ogawa Hiroaki, ed. Growth of the Buddhist Social Work Activities in Mongolia (Research Series No.1), Gakubunsha, 2018 (文部科学省平成29年度助成)
- 10 * 西洋生まれ専門職ソーシャルワークから仏教ソーシャルワークへ～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ0号)学文社 2018年3月(文部科学省平成29年度助成) 著者：秋元樹、H.M.D.R.ヘラ(スリランカ)、石川到覚、N.H.ロアン(ベトナム)、S.オノパス(タイ)、K.サンボ(ネパール) 編者：郷堀ヨゼフ

- 11* Demberel, Altaibaatar, Erdene, Ogawa, Gohori, ed. Growth of the Buddhist Social Work Activities in Mongolia (Series "Exploring Buddhist Social Work" No.1) ※モンゴル語
- 12* Shibuya Satoshi, and Sanesathid, Outhoumphone, ed. The Current Situation of Buddhist Social Work in Lao PDR (Research Series No.3), Gakubunsha, 2018 (文部科学省平成30年度助成)
- 13* Akimoto Tatsuru, and Hattori Maki, ed. Working Definition and Current Curricula of Buddhist Social Work, September 2018 (文部科学省平成30年度助成)
- 14* モンゴルにおける仏教ソーシャルワークの誕生と成長～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ1号)学文社 2018年10月(文部科学省平成30年度助成) 編者：郷堀ヨゼフ、小川博章
- 15* Batkhisihg, Adilbish, Bulgan, Tumeekhuu, Bujinlkham, Surenjav, Dagzmaa, Baldoo, Demberel, Sukhbaatar, Tumennast, Gelenkhuu, and Yanjinsuren, Sodnomdorj, ed. Development of The Asian Buddhist Social Work Activities, December 2018 (文部科学省平成30年度助成)
- 16 Matsuo Kana, Akimoto Tatsuru, and Hattori Maki, ed. What Should Curriculums for International Social Work Education Be? January 2019
- 17 松尾加奈、秋元樹、服部麻希編「第3回淑徳大学国際学術フォーラム 国際ソーシャルワーク教育のカリキュラムはいかにあるべきか」報告書 2019年3月
- 18* ラオスにおける仏教ソーシャルワーク実践の概説～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ3号)学文社 2019年2月(文部科学省平成30年度助成) 著者：オートンフォン・サネサティッド、サイチャイ・シラデ、カンシング・シリパンヤ、ソンチャイ・ブリダン 編著：渋谷哲
- 19* ベトナム仏教－慈善事業から仏教ソーシャルワークへ～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ2号)学文社 2019年3月(文部科学省平成30年度助成) 著者：グエン・ロイ・ロアン、グエン・ティ・タイ・ラン、ブイ・タイン・ミン、グエン・フウ・クアン、グエン・トゥ・トラン、ルオン・ビック・トゥイ 編者：グエン・ロイ・ロアン 和文編者：菊池結、郷堀ヨゼフ
- 20* Matsusono Yuko, ed. Buddhist Social Work: Roots and Development of the Social Welfare System in Thailand (Research Series No.4), Gakubunsha, 2019 (文部科学省平成30年度助成)
- 21* Shibuya Satoshi, ed. Buddhist Social Work in Lao PDR –research report–. July 2019. (文部科学省平成31年度助成)
- 22* 郷堀ヨゼフ編「2018年度龍谷大学国際社会文化研究所・淑徳大学アジア国際社会福祉研究所共同研究シンポジウム開催事業 アジアの仏教ソーシャルワーク～日本が忘れてきたもの～」報告書 2019年10月(文部科学省平成31年度助成)
- 23* 「第4回国際学術フォーラム 仏教ソーシャルワーク 仏教ソーシャルワークの旅」プレゼンテーション資料 2019年12月(文部科学省平成31年度助成)
- 24* タイにおける社会福祉の起源と発展～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ4号)学文社 2020年3月(文部科学省2019年度助成) 著者：ソパ・オノパス、プラマハ・スラカイ・チョンブンワット、安藤徳明 編者：松菌祐子
- 25* Tatsuru Akimoto, ed. Buddhist Social Work in Sri Lanka Past and Present Exploring Buddhist Social Work (Research series No.5), Gakubunsha, 2020 (文部科学省2019年度助成)
- 26* Mikako Inagaki, Koko Kikuchi, Josef Gohori, ed. Towards New Horizon Beyond the Buddhist Social Work: Exploring Buddhist Social Work (Research series No.6) Gakubunsha, 2020 (文部科学省2019年度助成)
- 27* Gohori Josef, ed. The Journey of Buddhist Social Work～Exploring the Potential of Buddhism in Asian Social Work～March 2020 (文部科学省2019年度助成)

- 28* Kana Matsuo, Tatsuru Akimoto, ed. Round-table Discussion on the Future of the IASSW ~What the IASSW Expects from Japanese Members and What Japanese Members Expect from the IASSW~ March 2020 (文部科学省2019年助成)
- 29* Tatsuru Akimoto, ed. The Next Action Based on the Working Definition of Buddhist Social Work and Beyond-Theory Research, Education, and Practice March 2020 (文部科学省2019年助成)
- 30* 東日本大震災を契機とした、地域社会・社会福祉協議会と宗教施設(仏教寺院・神社等)との連携に関するアンケート調査 報告書 2020年3月(文部科学省2019年度助成)
- 31* アジアのソーシャルワークにおける仏教の可能性に関する総合的研究 研究成果報告書 2020年5月
- 32 Tatsuru Akimoto, Yuki Someya ed. What Buddhist Social Work Can Do While Western-rooted Professional Social Work Cannot ~October 2020
- 33 スリランカにおける仏教ソーシャルワーク～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ5号) 学文社 2021年3月 著者：オーマルペー・ソーマーナンダ、H.M.D.Rヘラ、アヌラダ・ウィクラマシンハ、ペピリヤーワラ・ナーラダ、バムヌガマ・シャーンタウィマラ 編者：東田全央
- 34 境界線を越える世界に向けてー広がる仏教ソーシャルワークの可能性ー～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ6号)学文社 2021年3月 著者：稲垣美加子、菊池幸工、郷堀ヨゼフ 編者：郷堀ヨゼフ
- 35 東アジアにおける仏教ソーシャルワークー中国仏教・台湾仏教編ー～仏教ソーシャルワークの探求～(研究シリーズ7号)学文社 2021年3月 著者：塩入法道、郭娟、韓曉燕、金潔、新保祐光、石川到覚、依来法師、吉水岳彦 編者：藤森雄介
- 36 THE VISITING RESEARCHER FELLOWSHIP (ROMPAKU) PROGRAM LADING TO A Ph.D. FIVE-YEAR PROGRESS REPORT (APRIL2016-MARCH2021) 2021年3月
- 37 ソーシャルワークのグローバリゼーションに世界のソーシャルワーク研究者は抗う～脱植民地化・土着化・スピリチュアリティ・仏教ソーシャルワーク～
Social Work Academics Resisting the Globalization of Western-rooted Social Work
Josef Gohori, Yuki Someya, ed. August 2021
- 38 Josef Gohori, Fujimori Yusuke ed. Buddhist Social Work in East Asia: Chinese Buddhism and Taiwanese Buddhism (Research Series No.7) Gakubunsha, March 2022
- 39 Josef Gohori, Kana Matsuo ed. Buddhism and Social Work in Cambodia and Myanmar (Research Series No.8) Gakubunsha, March 2022
- 40 International Conference Open Mind Mongolia 2021 “Supporting Social Well-being during and after Covid-19” PROCEEDINGS OF THE BUDDHIST SOCIAL WORK SESSION, March 2022

(2) 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所関係規程類

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程

(目的)

第1条 この規定は淑徳大学学則第7条第2項に基づき、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所（以下「研究所」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究所の目的)

第2条 研究所は、アジア及び世界における国際社会福祉研究の向上に寄与するとともに、研究成果の社会還元を目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アジアを中心とする国際的な社会福祉・ソーシャルワークに関する調査及び研究
- (2) アジアにおける仏教社会福祉・ソーシャルワークに関する調査及び研究
- (3) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(アジア仏教社会福祉学術交流センター)

第4条 研究所に前条第2号に定める業務を行うためアジア仏教社会福祉学術交流センター（以下「センター」という。）を置く。

(構成)

第5条 研究所に次の所員を置く。

- (1) 所長
- (2) センター長
- (3) 研究員

2 所長は、研究所の代表として所務を統括する。

3 センター長は、センターの代表として所務を統括する。

(顧問)

第6条 学長は、必要に応じて研究所に最高顧問及び顧問を置くことができる。最高顧問は、研究所の管理運営及び研究その他活動について意見を述べることができる、また、顧問は、所長の諮問に対し意見を述べることができる。

(研究所運営委員会)

第7条 研究所に研究所運営委員会を設置する。

2 研究所運営委員会に関する事項は、別に定める。

(所長の選任、任命及び任期)

第8条 所長は、大学人事委員会の議を経て学長が選任し、理事長がこれを任命する。所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター長の選任、任命及び任期)

第9条 センター長の選任は、研究所運営委員会の推薦を得て、学長が委嘱する。センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究員の選任、任命・委嘱及び任期)

第10条 研究員の選任、任命・委嘱及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 専任研究員は、研究所運営委員会の推薦を得て、大学人事委員会の議を経て学長が選任し、理事長が任命する。
- (2) 兼担研究員の選任は、本学専任教員の中から研究所運営委員会の推薦により、所属学部長の了解を得て、学長が委嘱する。兼担研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 兼任研究員の選任は、学外の研究者の中から研究所運営委員会の推薦により、学長が委嘱する。兼任研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 研究員の研究所における資格、職務、職名等については、別に定める。

(事務)

第11条 事務は、研究所事務局がこれを担当する。

(規程の改定)

第12条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所運営委員会規程

(目的)

第1条 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程第7条第2項に基づき、アジア国際社会福祉研究所運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、研究所の運営の適正と充実を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究所の施設、運営及び事業計画に関する事項
- (2) 研究所の予算及び決算案に関する事項
- (3) その他研究所運営に関して必要と認められた事項

(構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

(委員の選任)

第5条 委員長、副委員長及び委員の選任は、研究所の所長が推薦した者から、学長が委嘱する。

(任期)

第6条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、副委員長がこれに代わる。

2 委員会は、定例又は臨時にこれを招集する。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究所事務局がこれを担当する。

(規程の改定)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所研究員規程

(目的)

第1条 この規程は、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程第10条第2項に基づき、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所（以下「研究所」という。）の研究員の資格、職務、職名等について定める。

(専任研究員)

第2条 研究所所属の専任研究員（以下「研究所教員」という。）は、次の基準を満たす者とする。

- (1) 国際社会福祉・ソーシャルワーク又は仏教社会福祉・ソーシャルワークにおける研究・実践実績
- (2) 国際共同調査研究のプロジェクト・マネジメント力と実績
- (3) 国際共同調査研究以外の研究所業務・活動（国際共同調査研究、国際会議（ワークショップ、セミナー、フォーラム等）の開催、出版、資料の収集、人材養成、海外大学等との協働、国際ソーシャルワーク組織への協力、海外研究者及び大学等との交流、研究会の開催・組織その他）の経験と遂行能力
- (4) 研究所の管理運営

2 研究所教員の職名は、研究所教授、研究所准教授及び研究所助教とする。

3 研究所教員の職位は、研究所運営委員会の推薦を得て、大学人事委員会の議を経て、理事長が任命する。資格及び職位の判定基準は、別に定める。

(兼担研究員及び兼任研究員)

第3条 兼担研究員及び兼任研究員は、研究所からの委託を受けた特定の調査研究又は研究所の目的を達成するために必要な業務及び活動を行う。研究所職名は、研究所研究員、研究所研究員補及び研究所訪問研究員とする。

2 兼任研究員のうち研究所研究員及び研究所研究員補は、博士後期課程を修了又は在学中の者、それに相当する者又はそれに相当する実践・実務経験を持つ者とする。その資格、職務内容等は、別に定める。

3 前項にいう研究所研究員及び研究所研究員補は、研究所運営委員会の推薦を得て、学長が委嘱する。

4 兼任研究員のうち研究所訪問研究員は、海外からのサバティカルその他の訪問者及び所属研究機関を持たない国内博士後期課程修了者又は在学中のもの又はそれに相当する者とし、研究所運営委員会の推薦を得て、学長が決定する。研究所訪問研究員は、研究所共同調査研究やその他の研究所業務に従事する義務を必ずしも負わず、研究の足場を提供されるものとする。その職務内容等は、別に定める。

(規程の改定)

第4条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所
専任研究員の資格並びに研究所職位の判定基準に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所研究員規程第2条第3項に基づき、専任研究員の資格並びに職位の判定基準について定める。

(資格)

第2条 専任研究員が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 特定の国、国民、人種、民族等に特別の優位又は劣位の価値観を有さないこと。
- (2) 原則として博士の学位を持つ者。国際社会福祉・ソーシャルワークを専門とする者についてはMSW(社会福祉修士; Master of Social Work)を有すること。
- (3) 日本語及び英語を用い職務を遂行する能力を一定程度持つこと。
- (4) 2年以上の海外留学、勤務、滞在の経験及び2年以上の国内実務経験を有すること又はそれに相当する経歴を有すること。
- (5) 海外出張等の任に堪え得ること。
- (6) 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所研究員規程第2条第1項に示した基準に関して強い関心を持ち、かつ、優れた遂行能力を有すること。

(研究所教授)

第3条 研究所教授の職位判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 国際ソーシャルワーク又はアジア仏教社会福祉のいずれかの分野において深い理解と多くの国際共同研究の経験を持ち、他方の分野についても一定程度の理解と深い敬意を持つこと。
- (2) 国際共同調査研究の経験を相当に持つとともに、独立して、自ら、特定の国際共同調査研究(プロジェクト)を企画・設計し、コーディネーター又はリーダーとしてチームを編成し、管理運営しつつ実施し、成果をまとめることができ、深刻なトラブルや緊急事態にも適切に対処できること。
- (3) 国際共同研究以外の淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程第3条にいう研究所の事業のほとんどにおいて相当の経験を有し、いずれの業務又は活動にも従事できるとともに、深刻なトラブルや緊急事態にも適切に対処できること。
- (4) 研究所職務の遂行及び運営に当たっては、国際ソーシャルワーク又はアジア仏教社会福祉の双方に常に目を向けていることができるのみならず、国際ソーシャルワーク又はアジア仏教社会福祉のいずれかの分野において研究所の行う国際共同調査研究の全貌を把握し、企画・設計及び運営ができること。また、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程第2条にいう研究所の目的を視野に入れて研究所全体の管理運営に貢献することが出来ること。

(研究所准教授)

第4条 研究所准教授の職位判定基準は次のとおりとする。

- (1) 国際ソーシャルワーク又はアジア仏教社会福祉のいずれかの分野において相当に精通し、他方の分野にも興味を持ちかつ目を配ることができること。
- (2) 国際共同調査研究の経験を相当に持つとともに、独立して、自ら、特定の国際共同調査研究(プロジェクト)を企画・設計し、コーディネーター又はリーダーとしてチームを編成し、管理運営しつつ実施し、成果をまとめることができること。
- (3) 国際共同研究以外の淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程第3条にいう研究所の事業のいくつかにおいて相当の経験を有し、例外を除き全ての業務又は活動に従事できること。

- (4) 研究所職務の遂行及び運営に当たっては、全ての業務又は活動を視野に研究所全体の管理運営に関心を持ち、ある程度貢献することができること。

(研究所助教)

第5条 研究所助教の職位判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 国際ソーシャルワーク、アジア仏教社会福祉のいずれかに一定の業績を持つこと。
- (2) 独立して、自らの調査研究を企画・設計、実施及びまとめができ、その経験を持つこと。国際調査研究の経験を少なくとも1回以上持つこと又はそれに相当する経験を有すること。また、国際共同調査研究に興味を持ち、チームの一員として特定の国際共同調査研究を行うことができること。
- (3) 国際共同研究以外の淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程第3条にいう研究所の事業のいずれかに於いて一定の経験を有するとともに、例外を除き全ての業務又は活動に従事できること。
- (4) 研究所の全業務及び活動をみわたせ、研究所の発展に関心を持つこと。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所

兼任研究員の研究所研究員及び研究所研究員補の資格、職務内容等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所研究員規程第3条第2項に基づき、兼任研究員の研究所研究員及び研究所研究員補の資格、職務内容等について定める。

(研究所研究員及び研究所研究員補の資格、職務内容等)

第2条 兼任研究員の研究所研究員及び研究所研究員補の資格、職務内容等は、次のとおりとする。

- (1) 国際ソーシャルワーク、アジア仏教社会福祉のいずれかに興味を持つこと。
- (2) 国際共同調査研究又は淑徳大学アジア国際社会福祉研究所規程第3条にいう研究所の事業に興味を持ち、研究所の委嘱を受け特定の国際共同調査研究又は研究所の事業に従事することができること。
- (3) 研究員補は、研究員等の具体的指示及びアドバイスを受けて、チームの一員として特定の国際共同調査研究又は研究所の事業に従事することができること。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所

訪問研究員の職務内容等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所研究員規程第3条第4項に基づき、アジア国際社会福祉研究所(以下「研究所」という。)訪問研究員の職務内容、待遇等について定める。

(職務内容)

第2条 研究所訪問研究員(以下「訪問研究員」という。)の職務内容は次の通りとする。

- (1) 各自の従事する調査研究に真摯に取り組む。
- (2) 研究所が開催する研究会等に参加する。
- (3) それぞれの機会を促え、研究所の存在、意義、活動を学内外に広め、研究所の将来の成長に寄与する。

(待遇等)

第3条 訪問研究員の賃金・給与、施設設備等の供与は以下の通りとする。ただし、「ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)」参加の訪問研究員については、別に定める「淑徳大学アジア国際社会福祉研究所ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)規程」によるものとする。

- (1) 訪問研究員は無給とする。
- (2) 訪問研究員は研究所が研究上必要と認める範囲内で、施設設備等を利用することができる。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所
ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)規程

(目的)

第1条 この規程は、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所(以下「研究所」という。)ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)(以下「プログラム」という。)に関する必要事項を定める。

(内容)

第2条 アジア諸国のソーシャルワーク教員・研究者及びソーシャルワークコミュニティのリーダーの人材養成に貢献するために、アジア諸国の主に大学(Schools of Social Work)に所属する教員・研究者を奨学金付きでビジティング・リサーチャー(以下「リサーチャー」という)として研究所に迎え、日本の論文博士制度によりPh.D.取得の機会を提供する。

(リサーチャー)

第3条 リサーチャーを公募する。

- 2 定員は年間1名とし、受入期間は3年以内とする。日本滞在期間は2年以内とする。
- 3 選考は、ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)選考委員会(以下「委員会」という。)で選考し、学長が決定する。委員会に関する規程は、別に定める。
- 4 リサーチャーとして滞在期間中は、次の経費を支給する。
 - (1) 居住地との往復エコノミー航空券(片道×2)及び来日準備金5万円
 - (2) 滞在期間中の住居費(上限7万円)
 - (3) 生活及び研究のための奨学金(20万円/月)
- 5 学位請求論文提出及び審査を受ける期間中は、次の経費を支給する。
 - (1) 学位請求論文提出時の論文要旨等日本語翻訳を他に依頼する場合には、翻訳料(上限20万円)
 - (2) 最終試験、学力の確認、学位授与の際の渡航旅費(居住地との往復エコノミー航空券及び日本国内交通費及び宿泊費実費)
- 6 リサーチャーに対して、論文博士を取得するために必要なコースの一部または全部を提供する。コースの内容は、別表に定める。
- 7 リサーチャーに関するその他の事項は、別に定める。

(学位論文提出候補者の推薦・学位)

第4条 リサーチャーは、淑徳大学(以下「本学」という。)大学院総合福祉研究科への学位請求論文提出に当たって研究所の推薦を得るためには次の条件を満たさなければならない。

- (1) 学位請求論文が一定の研究水準に達していること。
- (2) 第3条第6項で提供するコースを全て履修し、修了していること

2 前項の条件を充足した者には、本学大学院総合福祉研究科に、博士(社会福祉学)の学位請求論文の提出候補者として推薦を行う。

(招聘講師)

第5条 研究所は、リサーチャーに対しコースの指導をするために講師を招聘(へい)する。

2 招聘講師(以下「講師」という。)は、本プログラムの趣旨を理解し、かつ、各担当コース分野において優れた能力と実績を備えたものとする。

3 講師は、原則として学内及び国内外の大学教員の中から研究所が推薦し、学長が委託する。

4 講師の委託期間は、業務委託契約書の有効期間に準ずる。ただし、再業務委託を妨げない。

5 講師には、所定の謝礼その他必要な費用を支払うものとする。

- (1) 原則として居住地との往復エコノミー航空券(その他の諸経費を含む。)及び日本国内交通費実費
- (2) 宿泊費1日12,000円(上限)、10日間(上限)の実費
- (3) コース指導謝礼1コースあたり30万円(税別)

6 学長は、講師に事故その他業務委託を継続し難い事由があると認めたときは、任期中にあってもこれを取り消すことができる。

7 講師の謝礼以外に経費が生じた場合は、研究所が負担する場合がある。

(アドバイザー)

第6条 研究所は、プログラムの実施及び運営に関し、アドバイスを得るためにアドバイザーを委嘱する。

2 アドバイザーは、本プログラムの趣旨を理解し、かつ、国際社会福祉または仏教ソーシャルワーク分野においてすぐれた能力と実績を備えるものとする。

3 アドバイザーは、原則として学内および国内外の大学教員の中から研究所が推薦し学長が委嘱する。

4 委嘱期間は1年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

5 学長は、アドバイザーに事故その他委嘱を継続しがたい事由があると認めたときは、任期途中にあってもこれを取り消すことができる

6 アドバイザーに関わる経費が生じた場合は、研究所が負担する場合がある。

(その他)

第7条 この規程の実施のために、必要がある事項については、学長がその都度決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

調査研究法と調査研究設計Ⅰ：定量的調査
調査研究法と調査研究設計Ⅱ：定性的調査
事業計画・管理・評価調査
論文作成指導
国際社会福祉／ソーシャルワーク
日本語と日本文化
ソーシャルワーク原論
特別講義・セミナー

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所

ビジティング・リサーチャー（奨学金付き）に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、ビジティング・リサーチャー論博プログラム（奨学金付き）規程（以下「規程」という。）

第3条第7項に基づき、ビジティング・リサーチャー（以下「リサーチャー」という。）に関する事項について定める。

（応募資格）

第2条 リサーチャーに応募しようとする者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 修士の学位を授与された者。MSW (Master of Social Work) をもつことが望ましい。
- (2) 研究論文分野が、国際社会福祉または仏教ソーシャルワークであること
- (3) 博士論文のテーマ、枠組み、構想が既にできており、受入期間内に論文提出が確実に可能であること。
- (4) 規程別表第1の淑徳大学アジア国際社会福祉研究所（以下「研究所」という。）が提供するコースを履修し、かつ理解できること。
- (5) 日本国籍を有せず、かつ応募時に自国に実際に居住している者
- (6) 研究能力、人柄及び英語能力の保証を含んだ推薦状3通とし、うち1通は所属機関（大学若しくは学部又は所属組織）からの次の内容を含むものとする。
 - ア リサーチャーとして日本滞在期間中、所属機関等の一切の職務又は業務から解放され、論文執筆に専念できること。
 - イ 帰国後の復職及び身分保障がなされていること。

（出願）

第3条 リサーチャーに応募しようとする者は、所定の願書に前条第6号の書類を添付して指定期日までに研究所に願出しなければならない。

（選考基準）

第4条 選考の基準は第2条の要件に加え、提出された研究計画及び研究業績の内容、レベル並びにその準備進捗度合いによる。その内容、レベル及び準備進捗度合いが同等である場合には、次の優先順位が適用される。

- ア アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟 (Asian and Pacific Association for Social Work Education : APASWE) の加盟校の教員
- イ その連盟に属さないソーシャルワーク関連大学または学部 (school) の教員
- ウ 上記ア又はイのいずれにも属さない研究者

(受入時期)

第5条 リサーチャーの研究所受入時期は、原則として10月1日とする。

(コース)

第6条 コースの実施責任者は、研究所専任研究員が担う。

- 2 コースの指導は招聘(しょうへい)講師が行う。
- 3 コースの指導は、原則として「オンライン」で実施する。
- 4 各コースの修了者には、コースごとに研究所長名の修了書(certificate)を発行する。
- 5 コースは原則として英語で実施する。

(日本に滞在していない期間の取扱い)

第7条 リサーチャーが、調査等の理由により日本を離れる場合の航空券等の旅費その他の諸経費は支給されない。また、そのために2週間以上日本を離れる場合、当該月の生活及び研究のための奨学金は日割りで支給する。

- 2 受入期間内に日本を離れる場合は、事前に所定の書式を用いて研究所所長に願い出なければならない。

(奨学金の支給停止)

第8条 リサーチャーが次の各号の一つに該当すると研究所所長が認めた場合は、奨学金の受給資格を失う。

- (1) 病気、家庭の事情、研究意欲の喪失その他により日本滞在又は研究執筆継続が不可能となったとき。
- (2) 真摯な研究執筆活動が継続していないと認められるとき。
- (3) 受入期間以内の論文完成が不可能と認められるとき。
- (4) 淑徳大学及び研究所への信義則に反した行為があったと認められるとき。
- (5) 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (6) 日本の法令等に違反したとき。
- (7) 出入国管理及び難民認定法別表第1の4に定める在留資格を失ったとき。
- (8) 他の奨学金の支給を受けたとき。
- (9) その他リサーチャーとして不相当と認められるとき。

(返還)

第9条 受給資格を失った場合は、既に支給された生活及び研究のための奨学金を次の算定方法により返還しなければいけない。

返還額＝奨学金×(受給資格喪失と判断された日から月末までの日数／当該月の日数)

(その他の経費の支給)

第10条 リサーチャーの諸行事、文化活動及びアテンドに関わる諸経費が生じた場合は、別途研究所が負担する場合がある。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所

ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、淑徳大学アジア国際社会福祉研究所ビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)規程第3条第3項に基づき設置するビジティング・リサーチャー論博プログラム(奨学金付き)選考委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 委員会は、研究所長の諮問に応じて、ビジティング・リサーチャーの選考を行う。

(委員)

第3条 委員は、研究所運営委員会の議決を経て研究所長が委嘱する。

2 委員の数は3名以上5名以内とする。

3 委員は、淑徳大学大学院総合福祉研究科から1名以上、研究所から1名以上、研究所顧問から1名以上とする。なお、必要により専門的知見を有する者1名以上を加えることができる。

4 委員の委嘱期間は、1年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

5 委員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、前任の委員が、その職務を継続して執行する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1人置く。

2 委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議の経過および結果について研究所長に報告する。

4 委員長が欠け、又は事故があるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を行い、又は代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて随時、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第8条 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の場合において、当該委員は、委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の機密保持)

第10条 委員は、審議の経過及び結果については秘密を守らなければならない。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 議事録には、議長が署名、捺印するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、アジア国際社会福祉研究所が行う。

(その他)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に委員会が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

If at first the idea is not absurd, then there is no hope for it.

— *Albert Einstein*

淑徳大学アジア国際社会福祉研究所年報

アジア仏教社会福祉学術交流センター

第6号 2021年度

発行日 2022年9月30日
編集担当者 森元 沙織
編集責任者 江島 一弥
発行責任者 戸塚 法子
発行者 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所
〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200
TEL 043-265-9879 FAX 043-265-7339
E-mail: asiainst@soc.shukutoku.ac.jp
印刷所 株式会社 白鷗社
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-14-10

ISSN 2433-9415

